

西桂町災害廃棄物処理計画

令和2年3月

西桂町

目次

| | |
|-------------------------------|----|
| 第1章 基本的事項..... | 1 |
| 第1節 計画の背景及び目的..... | 1 |
| 第2節 計画の位置づけ..... | 3 |
| 第3節 基本事項..... | 4 |
| (1) 災害廃棄物処理基本方針..... | 4 |
| (2) 災害の被害想定..... | 4 |
| (3) 対象とする災害廃棄物の種類..... | 5 |
| (4) 災害廃棄物の処理主体..... | 6 |
| (5) 西桂町地域防災計画に係る体制及び分掌事務..... | 7 |
| (6) 計画の進捗管理・見直し..... | 9 |
| 第2章 災害廃棄物処理に関する情報及び体制..... | 10 |
| 第1節 組織体制・指揮命令系統..... | 10 |
| (1) 災害対策本部..... | 10 |
| (2) 災害廃棄物処理体制..... | 11 |
| (3) 災害廃棄物処理関連業務..... | 12 |
| 第2節 情報・収集連絡..... | 13 |
| (1) 情報収集..... | 13 |
| 第3節 協力支援体制..... | 15 |
| (1) 国、県、近隣市町村等との協力・支援体制..... | 15 |
| (2) 広域処理について..... | 17 |
| (3) 民間事業者との連携..... | 17 |
| 第4節 職員への教育..... | 18 |
| 第3章 災害廃棄物処理の対策..... | 19 |
| 第1節 一般廃棄物処理施設の対策..... | 19 |
| (1) 一般廃棄物処理施設の現況..... | 19 |

| | |
|-----------------------------|----|
| (2) 一般廃棄物処理施設の災害対策 | 20 |
| (3) 発災時の緊急点検 | 20 |
| (4) 施設被災時の応急対策 | 20 |
| (5) 復旧・復興体制の整備 | 20 |
| (6) 一般廃棄物処理施設の事業継続計画 | 21 |
| 第2節 し尿処理、生活ごみ、避難所ごみ処理 | 22 |
| (1) し尿処理 | 22 |
| (2) 生活ごみ・避難所ごみの処理 | 24 |
| 第4章 災害廃棄物処理業務 | 27 |
| 第1節 災害廃棄物処理業務の内容 | 27 |
| (1) 災害廃棄物の発生量の算定 | 27 |
| (2) 処理方針 | 29 |
| (3) 処理スケジュール | 30 |
| (4) 応急対応期 | 30 |
| (5) 復旧・復興期 | 30 |
| (6) 処理費用 | 31 |
| (7) 処理に関する項目及び業務内容 | 32 |
| (8) 処理フロー | 35 |
| (9) 仮置場設置計画 | 36 |
| (10) 収集運搬計画 | 45 |
| (11) 環境対策、モニタリング | 46 |
| (12) 仮設中間処理施設 | 47 |
| (13) 被災家屋の解体・撤去 | 48 |
| (14) 分別・処理・再資源化 | 49 |
| (15) 最終処分 | 50 |
| (16) 広域的な処理処分 | 50 |
| (17) 適正処理が困難な廃棄物 | 51 |

| | |
|-------------------------|----|
| (18) 思い出の品・遺失物の対応..... | 56 |
| 第5章 災害廃棄物処理実行計画 | 57 |
| 第1節 計画の策定..... | 57 |
| 第2節 計画の見直し | 58 |
| 第6章 災害時における県への事務委託..... | 59 |
| (1) 事前確認..... | 59 |
| (2) 要請..... | 59 |

第 1 章 基本的事項

第 1 節 計画の背景及び目的

東日本大震災や熊本地震といった巨大地震、広島市土砂災害、関東・東北豪雨、九州北部豪雨、西日本豪雨といった風水害、近年巨大な災害が起きています。

これら大きな災害からの復興を進めていくためには、震災及び水害教訓を十分に活かし、住民が安心して暮らせる災害に強い地域社会の形成が不可欠です。

国においても、これらの災害による大量の災害廃棄物の発生を鑑み、災害廃棄物対策指針の改定を行い、また、山梨県においても、平成 29 年 3 月に山梨県災害廃棄物処理計画を策定し、災害廃棄物の処理に関する対策を進めています。

西桂町災害廃棄物処理計画（以下、「本計画」という）は、西桂町地域防災計画に基づき、災害廃棄物の処理に係る対応についてその方策を示すとともに、東日本大震災の経験等により蓄積された成果を踏まえ、本町における平常時の災害予防対策と、発災時の状況に即した災害廃棄物処理の具体的な業務内容を示すことにより、災害廃棄物の適正かつ円滑な処理の実施を目指すものです。

なお、本計画は地域防災計画や被害想定が見直された場合等前提条件に変更があった場合、さらに地域にかかる社会情勢の変化や、今後新たに本計画が対象としている災害による被害が発生した場合等必要に応じて、見直しを行います。

表 1-1 過去大災害の災害廃棄物の発生量

| 災害名 | 発生年月 | 災害廃棄物量 | 損壊住宅数 | 処理期間 |
|----------------------|----------------|----------------------------------|---|-----------------|
| 阪神・淡路大震災 | 1995 年 1 月 | 1,500 万トン | 全壊：10 万 4,906 半壊：14 万 4,274 一部損壊：39 万 506 焼失：7,534 | 約 3 年 |
| 新潟県中越地震 | 2004 年 10 月 | 60 万トン | 全壊：3,175 半壊：3 万 4,498 一部損壊：15 万 4,074 | 約 3 年 |
| 東日本大震災 | 2011 年 3 月 | 3,100 万トン ※津波堆積物含む | 全壊：11 万 8,822 半壊：18 万 4,615 | 約 3 年 ※福島県除く |
| 広島土砂災害 | 2014 年 8 月 | 58 万トン | 全壊：179 半壊：217 一部損壊：10 万 3,854 | 約 1.5 年 |
| 平成 28 年熊本地震 (熊本県) | 2016 年 4 月 | 303 万トン (2018 年 2 月 末の処理量) | 全壊：8,663 半壊：3 万 4,498 一部損壊：15 万 4,074 | 約 2 年 |
| 平成 30 年 7 月豪雨 | 2018 年 7 月 | 180 万トン | 全壊：6,603 半壊：10,012 床上浸水：5,011 床下浸水：13,737 | 約 2 年 |

出典：令和元年度版環境省 環境白書

西桂町の概要

山梨県南東部、富士山麓の富士吉田市と都留市の間に位置する西桂町は、人口約 4,500 人、総面積 15 平方キロメートル、その面積の 80% 近くを山林が占める山間の町です。

町域の平坦部を中央自動車道及び国道 139 号線と富士急行線が南北に縦断しているため首都圏や甲府盆地からのアクセスも良好である。

また、国立公園三ツ峠、倉見山等急峻な山々に囲まれているため、集落や耕地は桂川とその他中小河川の流域沿いに形成されていますが、その平地部でも標高 600m 以上であるため、年平均気温 10℃ 前後、年間降雨量 1,500 mm 位の内地型内陸性気候の特徴を見せています。

山梨県西桂町

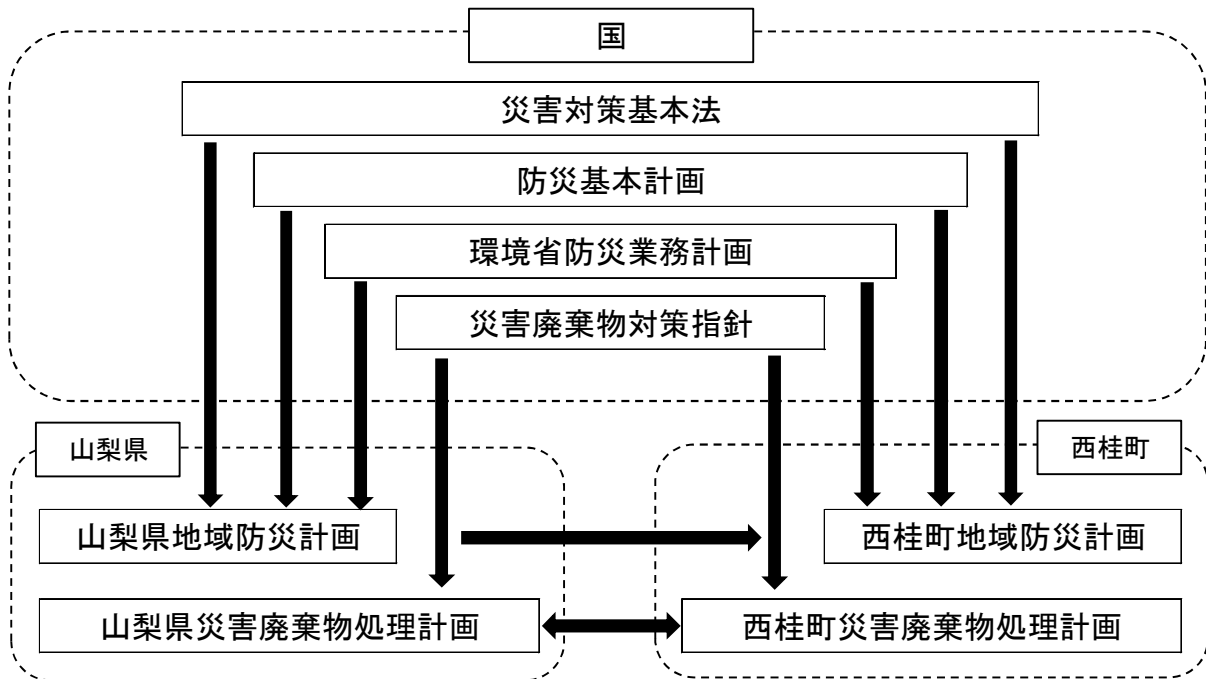


図 1-1 本町の位置

第2節 計画の位置づけ

本計画は、環境省の定める災害廃棄物対策指針（平成30年3月改定）に基づき策定するものであり、地域防災計画と整合を図り、適正かつ円滑に災害廃棄物の処理を実施するため、担当部署等の具体的な業務を示すものです。

本町で災害が発生した際、災害廃棄物の処理は、本計画で備えた内容を踏まえて進めますが、実際の被災状況により柔軟に対応するものとします。



参考資料：山梨県災害廃棄物処理計画

図 1-2 本計画の位置付け

第3節 基本事項

(1) 災害廃棄物処理基本方針

災害時には、家屋の損壊や火災等によって一時的に災害廃棄物が大量に発生し、かつ避難所等からは大量の生活ごみが排出されることが想定されます。

災害廃棄物については、国、県、本町、事業者がそれぞれの役割に基づき、連携・協力して、適正かつ迅速な処理を行います。また、発災直後から分別するとともに、積極的な再生利用等により、廃棄物を減量化するよう努めます。

また、早期に復旧・復興を目指してできる限り速やかに、最長でも発災から3年で災害廃棄物の処理を終えることとします。

(2) 災害の被害想定

山梨県災害廃棄物処理計画では、県内における6つの地震パターンが想定されています。本計画では、本町に与える被害が大きい「藤ノ木愛川断層地震」を想定します。

なお、風水害や火山噴火等に関しては、地震に準じて対策を行うこととします。

表 1-2 想定する地震

| 藤ノ木愛川断層地震 【山梨県と東京都を結ぶ交通の要衝に位置する活断層による地震】 | |
|---|--------|
| 災害廃棄物発生量 (t) | |
| 全壊・半壊 | 29,992 |
| 消 失 | 117 |
| 合 計 | 30,109 |
| 被害棟数 (棟) | |
| 木造建物 | |
| 全 壊 | 221 |
| 半 壊 | 386 |
| 非木造建物 | |
| 全 壊 | 17 |
| 半 壊 | 27 |
| 焼 失 | 2 |
| 合 計 | 653 |

(3) 対象とする災害廃棄物の種類

本計画において対象とする災害廃棄物を表 1-3、1-4 のとおりとします。

一般的な廃棄物処理業務である収集・運搬、再資源化、中間処理、最終処分だけではなく、二次災害の防止や、作業の一貫性と迅速性の観点から個人の損壊家屋により発生した災害廃棄物も含むものとします。

表 1-3 対象とする災害廃棄物

| 種類 | 内容 |
|------------|---|
| 木くず | 柱・梁・壁材、流木等 |
| コンクリートがら等 | コンクリート片やコンクリートブロック、アスファルトくず等 |
| 金属くず | 鉄骨や鉄筋、アルミ材等 |
| 可燃物 | 繊維類、紙、木くず、プラスチック等が混在した廃棄物 |
| 不燃物 | 分別することができない細かなコンクリートや木くず、プラスチック、土砂等が混在し、概ね不燃性の廃棄物 |
| 廃家電 | 被災家屋から排出されるテレビ、洗濯機、エアコン等の家電類で、災害により被害を受け使用できなくなったもの |
| 廃自動車等 | 災害により被害を受け使用できなくなった自動車等 |
| 腐敗性廃棄物 | 畳、被災冷蔵庫等から排出される水産物、食品等 |
| 有害廃棄物 | 石綿含有廃棄物、PCB 廃棄物、感染性廃棄物、有害性物質を含む医療品類及び農薬類等 |
| その他適正処理困難物 | 消火器、ボンベ類、ピアノ、マットレス等 |

出典：山梨県災害廃棄物処理計画

表 1-4 被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物

| 種類 | 内容 |
|-------|--------------------|
| 避難所ごみ | 避難所から排出される生活ごみ等 |
| し尿 | 仮設トイレ等からの汲み取りし尿 |
| 生活ごみ | 家庭から排出される生活ごみや粗大ごみ |

出典：山梨県災害廃棄物処理計画

(4) 災害廃棄物の処理主体

本町で発生した災害廃棄物（し尿含む）の処理は、本町が主体となって処理を行うことを基本とします。

災害の規模、災害廃棄物の量や種類により、本町で処理することが困難な場合は、近隣市町村及び民間事業者からの支援を要請します。

なお、災害規模が大きく独自処理が困難な場合は、地方自治体法第 252 条の 14 第 1 項に基づき、山梨県への事務委託を行うものとします。

また、支援団体となる場合は、処理主体である地方自治体の要請に基づき、職員や収集運搬車両等の派遣、事務処理等の支援を行います。

また、平成 27 年 8 月 6 日に施行された廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の一部を改正する法律では、特定の大規模災害の被災地域のうち、一定の要件を勘案して必要と認められる場合、環境大臣（国）は災害廃棄物の処理を代行することができることが新たに定められています。

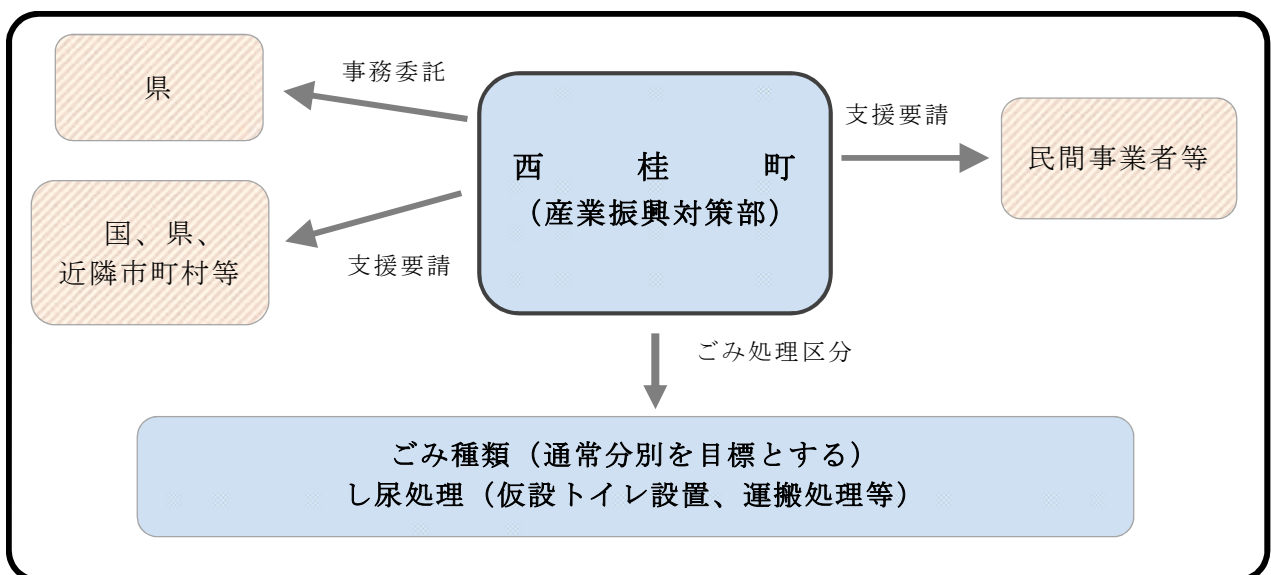


図 1-3 災害廃棄物の処理主体

(5) 西桂町地域防災計画に係る体制及び分掌事務

【分掌事務】

- ・ 災害情報、その他災害応急対策に必要な情報の収集及び伝達
- ・ 被災者の救助・救護、その他の保護活動の連絡調整
- ・ 火災発生防止及び水防体制の整備と発災時の消防、水防その他の応急の指示
- ・ 県、自衛隊、その他防災関係機関に対する支援の要請
- ・ 被災者からの要請による物資等の供給、斡旋及び備蓄物資の放出
- ・ 災害応急対策の実施又は民心安定上必要な広報
- ・ 緊急輸送道路の確保
- ・ 施設及び設備の応急復旧
- ・ 交通の規制、その他被災地における社会秩序維持の措置
- ・ 前各号の他、災害発生の防御又は拡大防止のための措置

【配備基準】

| 時期 | | 対象 | 態勢 |
|--------|--|--|--|
| 初動警戒配備 | ① 気象注意報等が発表され、今後の状況の推移に注意を要し、連絡を緊密にする必要があるとき。 ② その他、必要により町長が配備を指示したとき。 | ① 総務課、建設水道課は1名以上の配備 ② 勤務時間外は宿日直者が対応 | 情報収集及び連絡活動を主として実施し、状況により第1配備活動をはじめとする応急対策活動に着手するものとする。 |
| 第1配備 | ① [一般災害] 次の警報等が発表されたとき。 ・ 暴風警報 ・ 暴風雪警報 ・ 大雨警報 ・ 大雪警報 ・ 洪水警報 ② [一般地震] 震度4の地震発生時。 ③ [富士山火山] 噴火警戒レベル3「入山規制」の発表時。 ④ [その他] 必要により町長が配備を指示したとき。 | ① 総務課、建設水道課は2名以上の配備。 ② 勤務時間以外は宿日直者及び総務課、建設水道課で1名以上の配備 ③ 上記以外の所属は所属長の判断で配備又は状況に応じ臨機応変に人員の増強あるいは解除措置をとる。 | 災害関係所属で、情報活動をはじめとする応急対策活動に着手するものとする。 |

| | 時期 | 対象 | 態勢 |
|----------|--|---|--|
| 第2 配備 | ①[一般災害]次のいずれかが発表されたとき。 ・記録的短時間大雨警報 ・土砂災害警戒情報レベル1、2、3 ・竜巻注意報 ②[一般地震]震度5弱・強の地震発生時。 ③[富士山火山]噴火警戒レベル4「避難準備」の発表時。 ④[その他]必要により町長が配備を指示したとき。 | ①課長職 ②総務課、建設水道課職員4名以上 ③前記以外の課は自宅待機するとともに、総務課長又は所属長の判断で配備又は状況に応じ臨機応変に人員の増強あるいは解除措置をとる。 | 町警戒本部の設置 事態の推移に伴い速やかに災害対策本部に移行できるものとする。 |
| 第3 配備 | ①[一般災害] ・特別警報発令時 ・大規模災害が発生したとき ・土砂災害警戒情報レベル4等 ②[一般地震]震度6弱以上の地震を観測したとき。 ③[東海地震]東海地震注意警報、警戒宣言 ④[富士山火山]噴火警戒レベル5「避難」の発表時。 ④[その他]災害対策本部を設置したとき、又は町長が配備を指示したとき。 | 各所属所要員(所掌する応急対策活動を円滑に実施できる人員)の全員をもって当たる | 町本部の設置 各部門が応急対策活動を円滑に行うものとする。 |

(6) 計画の進捗管理・見直し

本計画は、西桂町地域防災計画に基づき、庁内の関連部課との調整や災害廃棄物対策指針（環境省）を参考にしながら、図 1-4 に従い、点検を行い、必要に応じて随時更新します。

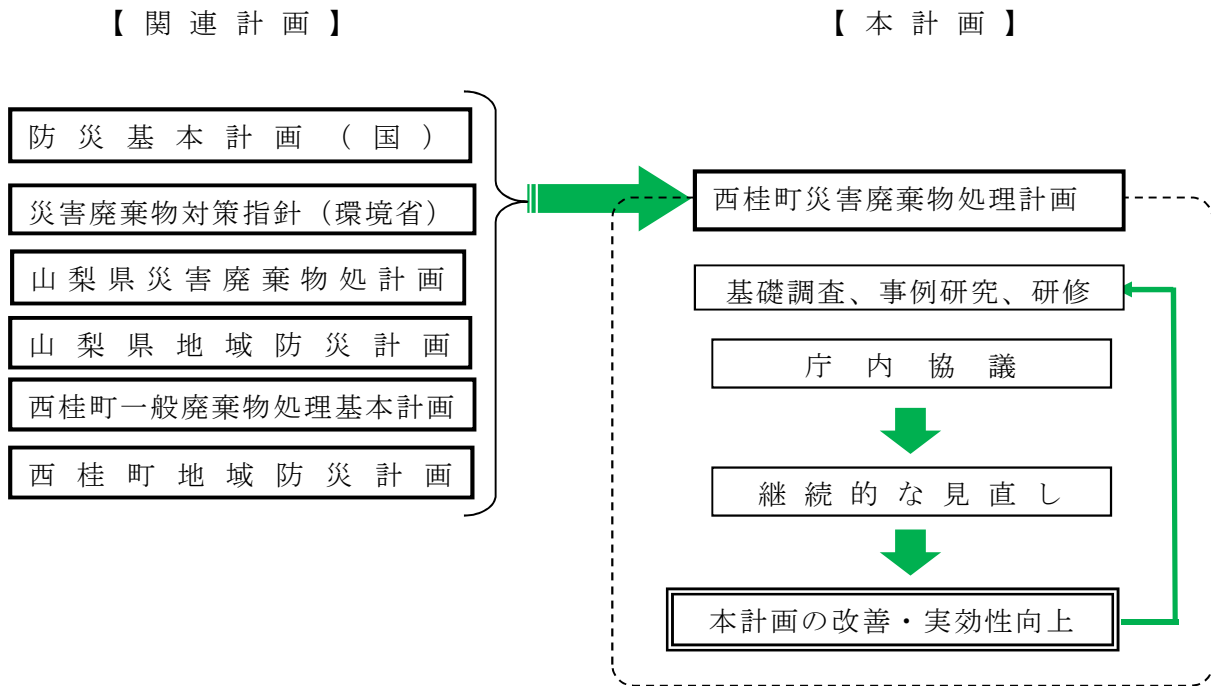


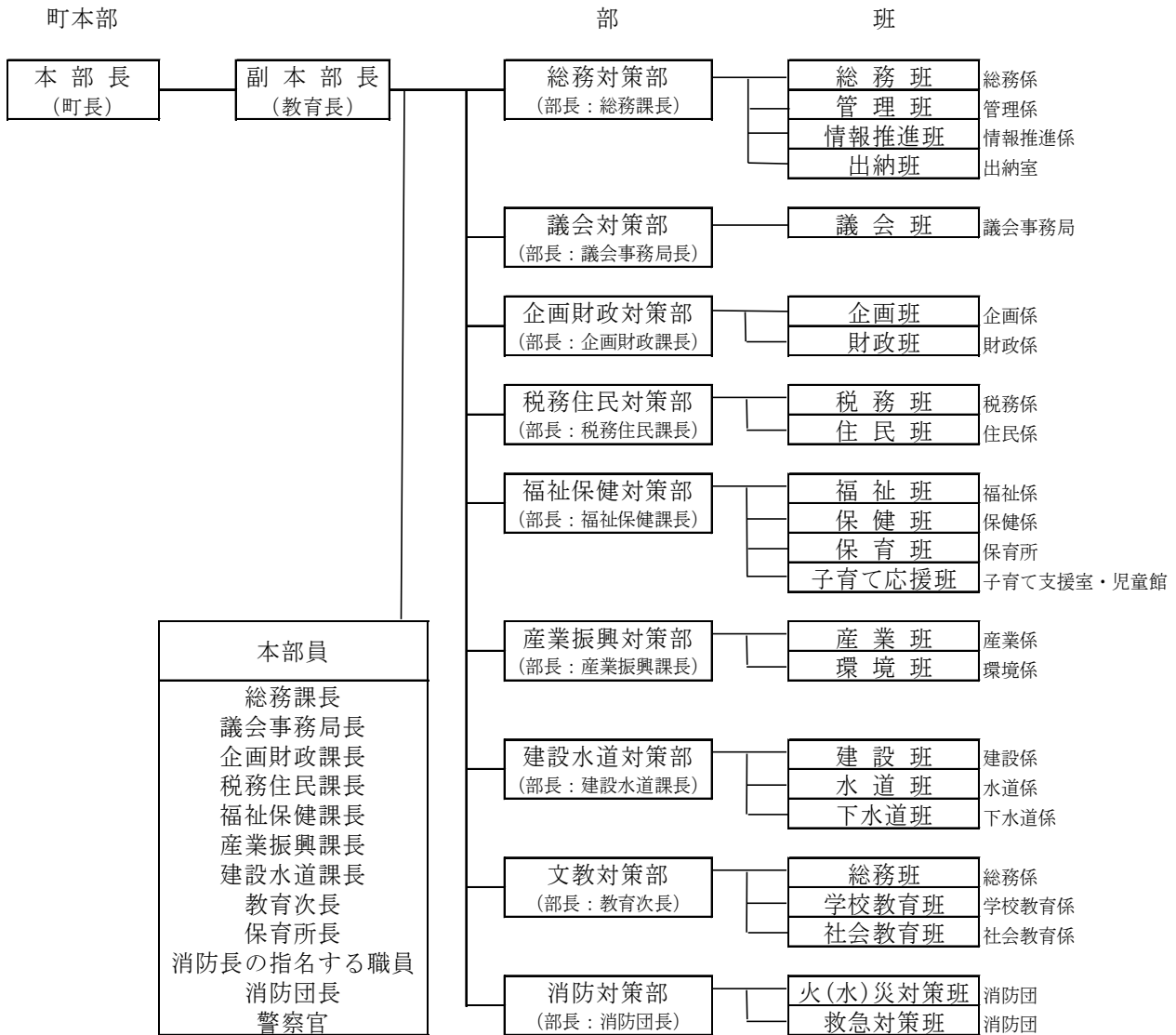
図 1-4 本計画の進捗管理・見直し

第2章 災害廃棄物処理に関する情報及び体制

第1節 組織体制・指揮命令系統

(1) 災害対策本部

本町で災害が発生したとき及び発生のおそれがあるときに設置される西桂町災害対策本部（以下、「災害対策本部」という。）は地域防災計画に定めるとおりです。

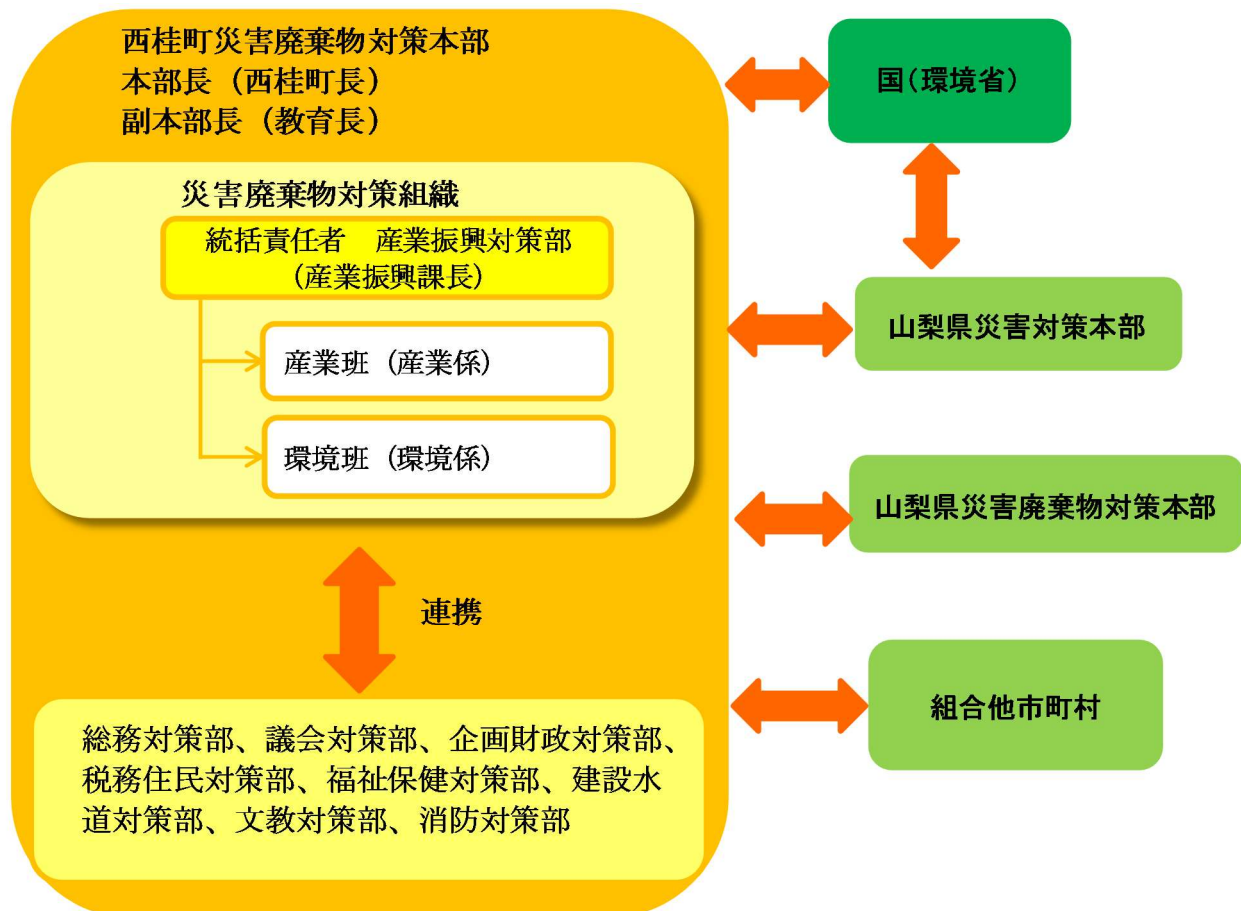


出典：西桂町地域防災計画

図 2-1 災害対策本部組織図

(2) 災害廃棄物処理体制

発災時の災害廃棄物対策組織として、産業振興対策部に災害廃棄物処理に関する各担当を設置します。災害時は、どの部署も災害対応業務が増えるので、災害対策本部内に設置する西桂町災害廃棄物対策本部での臨時体制を組織します。関連部署を明確にし、すぐに対応できるようにします。



引用：災害廃棄物対策指針

図 2-2 災害廃棄物対策本部組織図

(3) 災害廃棄物処理関連業務

災害廃棄物処理に関連する具体的な業務内容を表 2-1 に示します。

表 2-1 災害廃棄物処理関連業務

| 区分 | 担当班 | 業務内容 |
|--------------------------|-------|---|
| 総合調整に関する こと | 総務班 | 指揮命令、統括 |
| | | 各班・担当との連絡調整 |
| | | 全般に関する進行管理 |
| | | その他業務 |
| | 環境班 | 災害廃棄物の発生量の把握と要処理量の推計 |
| | | 必要な仮置場の面積や施設の処理能力の把握 |
| 推進計画又は実行計画の策定 | | |
| 財務に関すること | 財政班 | 予算管理（要求、執行） |
| | | 業務の発生状況の管理 |
| | | 国庫補助のための災害報告書の作成 |
| 渉外に関すること | 総務班 | 他行政機関との連絡調整、協議、情報提供 |
| | | その他機関（民間事業者）との連絡調整・協議・情報提供 |
| 広報に関すること | 情報推進班 | 住民等への災害廃棄物処理に関する広報 |
| | | 住民からの問合せ、苦情への対応 |
| | | 広報等パブリシティ |
| 許認可に関すること | 管理班 | 処理施設設置の受付 |
| | | 産業廃棄物処理の届出 |
| 仮置場に関すること | 環境班 | 仮置場の確保、設置・運営（仮設処理施設の運営も含む）、撤去 |
| 施設に関すること | 総務班 | 山梨県市町村総合事務組合との相互連携 |
| | 環境班 | 富士吉田市環境美化センターとの相互連携 |
| 処理・処分に関する こと | 建設班 | 道路啓開に伴う廃棄物対応 |
| | | 家屋解体対応（窓口業務、り災証明交付業務との連携、解体現場立会い） |
| | | 復興資材利用先に関する調整、選別後物の品質管理 |
| | 管理班 | 公共施設の解体対応 |
| | 環境班 | 避難所のごみ処理、し尿処理、仮設トイレの設置 |
| | | 処理困難物の処理に関する指導 |
| 処理全般に関する進行管理（処理済量、搬出予定量） | | |
| 環境・指導に関する こと | 環境班 | 民間事業者の指導 |
| | | 不法投棄、不適正排出対策 |
| 受入に関すること | 総務班 | 支援の受入管理（学識経験者、他自治体、事業者団体、災害ボランティア等）、災害廃棄物処理支援ネットワーク（D. Waste-Net）との連携、受援内容の記録 |

第2節 情報・収集連絡

(1) 情報収集

災害廃棄物処理実施の企画立案の基礎資料を作成するため、以下の情報について、産業振興対策部において情報共有するとともに、災害廃棄物発生量に関する情報を国及び県に報告します。

また、これらの情報は、被災状況が明らかになるにつれて、刻々と更新されるため、常に最新の情報を収集し、その発表日時を明確にするとともに、可能な限り得られた情報の正確性を裏付ける情報も併せて整理します。

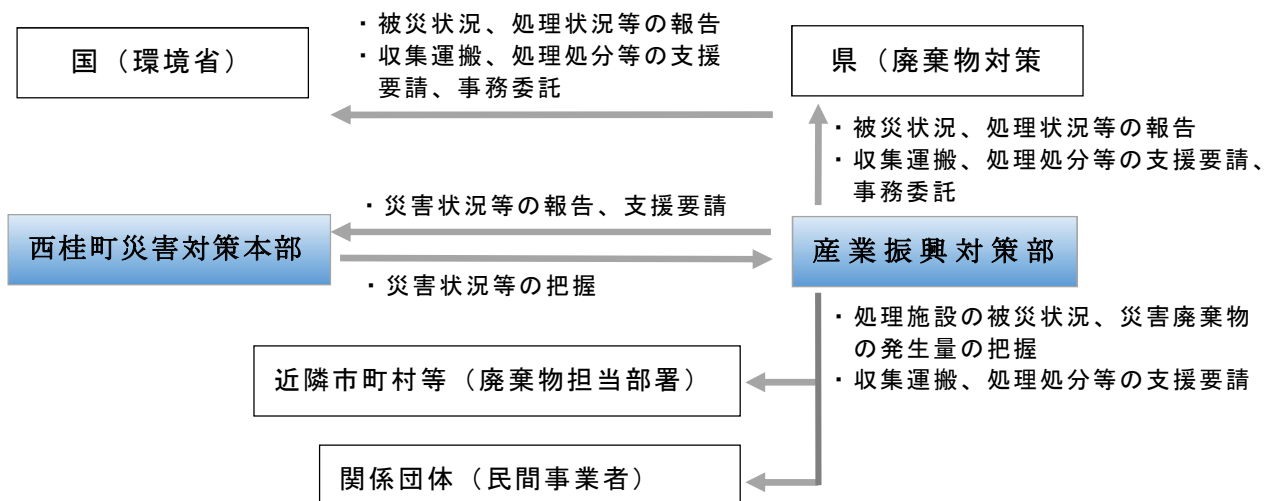


図 2-3 情報収集連絡

1) 災害対策本部から収集する情報

表 2-2 に示す情報を災害対策本部から収集し、本町の被災状況の全体像の把握に努めます。

表 2-2 災害対策本部からの情報収集項目

| 区分 | 情報収集項目 | 目的 |
|-------------|--|--|
| 避難所と避難者数の把握 | <ul style="list-style-type: none"> 避難所名 各避難所の避難者数 各避難所の仮設トイレ設置数 各避難所の災害用便槽使用状況 | <ul style="list-style-type: none"> トイレ不足数把握 避難所ごみ、し尿の発生量把握 |
| 建物の被災状況の把握 | <ul style="list-style-type: none"> 建物の全壊及び半壊棟数及び床上・床下浸水棟数 建物の焼失棟数 | <ul style="list-style-type: none"> 要処理廃棄物量及び種類等の把握 |

| 区分 | 情報収集項目 | 目的 |
|-----------------------------|--|---|
| 電気、ガス、上下水道等のインフラ被害及び復旧状況の把握 | <ul style="list-style-type: none"> ・電気、ガス、上下水道施設の被害状況 ・断水の状況と復旧の見直し ・下水処理施設の被災状況 ・主要な道路・橋梁の被災状況と復旧の見直し | <ul style="list-style-type: none"> ・インフラの状況把握 ・処理施設稼働の検討 ・し尿発生量や生活ごみの性状変化を把握 |
| 道路・橋梁の被害の把握 | <ul style="list-style-type: none"> ・被害状況と開通見直し | <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の収集運搬体制への影響把握 ・仮置場、運搬ルート把握 |

2) 一般廃棄物処理施設からの収集する情報

各施設との連絡手段を確保し、表 2-3 に示す情報について共有に努めます。

表 2-3 情報収集項目

| 区分 | 情報収集項目 | 目的 |
|-----|---|---------|
| 各施設 | <ul style="list-style-type: none"> ・ごみ処理施設（焼却、不燃粗大ごみ破砕等）の被災状況、処理能力 ・資源物の中間処理業者の被災状況、処理能力 ・有害ごみの委託業者の被災状況、処理能力 ・本町の災害廃棄物の処理体制 ・し尿処理施設の被災状況、処分能力 | 処理体制の構築 |

3) 国・県と共有する情報

県との連絡手段を確保し、災害対策本部から収集した情報、被災地域からの情報、ごみ処理の進捗状況等表 2-4 に示す情報について、定期的に国・県に報告するものとします。

表 2-4 国・県への報告事項

| 区分 | 情報収集項目 | 目的 |
|--------------------------|---|---------------|
| 災害廃棄物(全体) 適正処理が困難な廃棄物 | <ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物の処理量・進捗率 ・腐敗性廃棄物の種類と量及び処理状況 ・有害廃棄物の種類と量及び拡散状況 | 国・県への被災状況等の報告 |
| 廃棄物処理施設の被災状況 | <ul style="list-style-type: none"> ・被災状況 ・復旧見直し ・必要な支援 | 処理体制の構築 |
| 仮置場整備状況 | <ul style="list-style-type: none"> ・仮置場の位置と規模 ・必要資材の調達状況 | |

4) 近隣市町村からの情報収集

近隣市町村との通信手段（被災状況に応じ利用可能な通信手段）を確保し、災害廃棄物の処理のために有効と思われる施設の被災状況、アクセス方法等の情報を収集します。

5) 関係団体からの情報収集

災害対策に関する応援協定を締結している関係団体と連絡を取り、応援協定内容に応じた情報を収集し、今後の対応について調整を行います。

第3節 協力支援体制

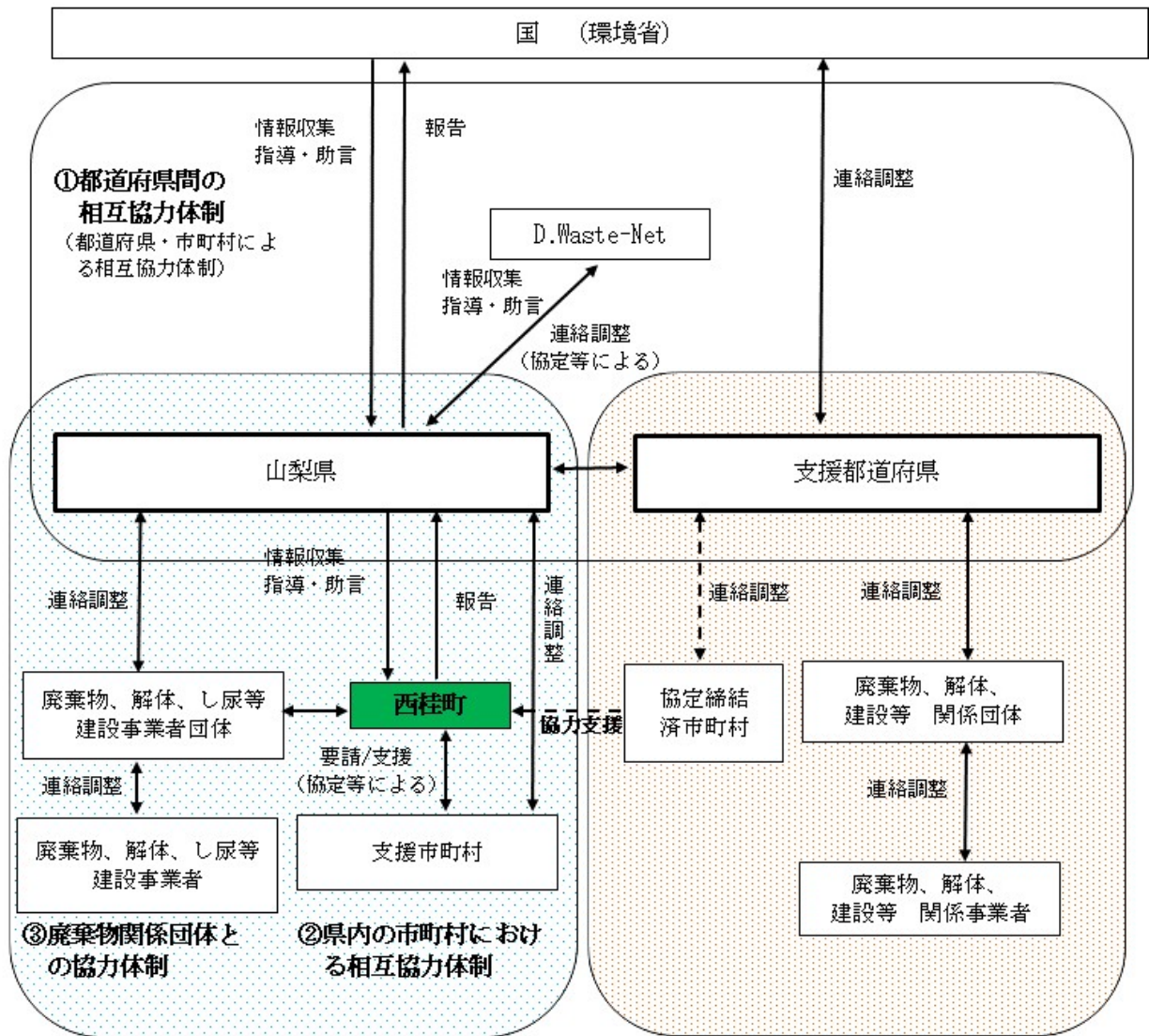
被災地域で発生する災害廃棄物処理（し尿処理含む）は、本町が行うこととなりますが、被災状況や災害廃棄物の発生量によっては本町だけでは対応できないことも想定されるため、協力・支援体制を整備するものとします。協力・支援体制については、あらかじめ締結された協定等により構築するものとします。

産業振興対策部は、災害廃棄物の発生量、ごみ処理施設の状況から支援の必要性を把握し、要請を整理し、応援協定に基づき応援を要請し、近隣市町村等及び民間団体等からの支援の申出については、支援要請内容との調整を行います。

(1) 国、県、近隣市町村等との協力・支援体制

災害廃棄物処理にあたっては、本町は自区内（本町の処理区域内）処理を行うことが基本となりますが、被災状況や災害廃棄物の発生量によっては、県、近隣市町村等との協力・連携により広域的な処理を進めていきます。

支援の要請及び受入の連絡調整は、産業振興対策部が窓口となり行います。各担当からの要請内容を整理の上、近隣市町村等に支援の要請を行うとともに、近隣市町村等からの支援の申出について支援要請内容の調整を行います。



出典：災害廃棄物対策指針

図 2-4 県内及び県外との協力・支援体制

(2) 広域処理について

被災状況が深刻な場合、県内や県外の市町村等に支援を要請する場合があります。他の市町村へ災害廃棄物の一部を委託する場合は以下のような手続きをとります。

ア 住民等への説明

廃棄物処理施設は、建設時に地元自治会等との協定により、近隣市町村等からの廃棄物の受け入れを禁止している例があります。このような場合は、処理を依頼する側の自治体も受入側の住民説明会等に積極的に参加し、理解を得る努力が必要です。

イ 災害廃棄物処理に関する契約

契約にあたっては、次の事項を記載します。

- ①処分又は再生の場所の所在地
- ②受託市町村等の名称及び住所並びに代表者の氏名
- ③一般廃棄物の種類及び数量並びにその処分又は再生の方法
- ④処分又は再生を開始する年月日

なお、契約金額は、災害廃棄物処理国庫補助金の災害審査を受けるため、妥当な説明ができる算定方法とします。

ウ 委託契約書

委託にあたっては、次にあげる項目の契約書を作成します。

- ①本町の責務
- ②委託先市町村等の責務
- ③権利義務の譲渡等の禁止
- ④災害廃棄物の種類
- ⑤委託期間
- ⑥委託料
- ⑦委託料
- ⑧その他

(3) 民間事業者との連携

被災状況により、民間事業者からの支援を求める場合、災害対策本部へ連絡の上、協定に基づき要請します。なお、民間事業者との協定は西桂町地域防災計画・資料編を参照とします。

第4節 職員への教育

発災時に本計画を有効に活用するとともに、災害廃棄物処理の核となる人材を育成するため、継続的な教育が必要です。

本計画の記載内容について、業務を行う関係職員への教育を継続的に実施するとともに、関係機関や協定締結団体等と連携し、情報伝達・連絡手段の訓練等を行います。

表 2-5 主な研修・訓練

| 区 分 | 内 容 |
|---------------|--|
| 研 修 | <ul style="list-style-type: none">・本計画や業務マニュアル等の内容を産業振興課、各部担当との研修等により、職員に周知する。・国や県等が開催する災害廃棄物処理関係の研修会・セミナー等に積極的に参加して知識・情報の習得に努め、人材育成を図る |
| 訓 練 | <ul style="list-style-type: none">・県、他自治体、民間業者等との災害協定内容及び要請手順等の再確認・産業振興対策部内での各班の役割を再確認する。・災害廃棄物処理役割分担表の所管課は、国、山梨県等が行う災害廃棄物対策に関する訓練に参加要請があった場合に、積極的に対応する。 |
| 経験・知識 等の継承 | <ul style="list-style-type: none">・協定内容の再確認・各団体の状況確認・要請手順の確認 |

第3章 災害廃棄物処理の対策

第1節 一般廃棄物処理施設の対策

(1) 一般廃棄物処理施設の現況

本町の一般廃棄物は、「西桂町と富士吉田市の間における一般廃棄物の処理に関する事務の委託に関する規約」により、「富士吉田市環境美化センター」においてごみ処理を行っています。また、最終処分場については、山梨県市町村総合事務組合の最終処分場にて埋立処理を行っています。

なお、富士吉田市環境美化センターが被災した場合、災害廃棄物については、独自の処理ルートを確認します。

表 3-1 ごみ処理施設の概要

| 項目 | 内容 |
|--------|--------------------------|
| 名称 | 富士吉田市 環境美化センター ごみ処理施設 |
| 所在地 | 富士吉田市小明見3丁目11番地32号 |
| ごみ処理対象 | 燃えるごみ |
| 処理方法 | 焼却 |
| 処理能力 | 170t/日 (85t/24h×2炉) |

表 3-2 資源化・不燃ごみ処理施設の概要

| 項目 | 内容 |
|--------|---|
| 名称 | 富士吉田市 環境美化センター リサイクルプラザ |
| 所在地 | 富士吉田市小明見3丁目11番地32号 |
| ごみ処理対象 | 燃えないごみ、粗大ごみ、カン・ビン類 |
| 処理方法 | 機械・手選別・圧縮梱包 |
| 処理能力 | 30 t / 日 (1 日 5 時間稼働)、資源系 18 t / 日、不燃系 12 t / 日 |

表 3-3 し尿処理施設

| 項目 | 内容 |
|--------|----------------------------------|
| 名称 | 富士吉田市 環境美化センターし尿処理施設 |
| 所在地 | 富士吉田市小明見3丁目11番地32号 |
| ごみ処理対象 | し尿、生活排水 |
| 処理方法 | 高負荷脱窒素膜分離方式+高度処理方式 |
| 処理能力 | 90k1/日 (処理区域：富士吉田市・西桂町・忍野村・山中湖村) |

表 3-4 最終処分場

| 項 目 | 内 容 |
|---------|-------------------------------|
| 名 称 | 一般廃棄物最終処分場 山梨県市町村総合事務組合 |
| 所 在 地 | 笛吹市境川町寺尾地内 |
| 処分場敷地面積 | 約 12ha |
| 埋立面積 | 約 3ha |
| 埋立容量 | 約 302,000 m ³ |
| 埋立高 | 約 7～17m |
| 埋立期間 | 約 20 年 |
| 埋立品目 | 焼却灰、飛灰、不燃物残渣 |
| 貯留構造物 | 盛土堰堤方式 |
| 遮水工 | 2重遮水シート+水窓アスコン 電氣的漏水検知システム |
| 浸出水処理施設 | 処理能力：120/日 下水道放流 |

(2) 一般廃棄物処理施設の災害対策

本町のごみやし尿を処理している各施設は今後、震災や水害が発生した場合を想定した上で、施設の更新時等に耐震化、非常用電源設備の強化等を図るとともに、災害ごみ等の処理を見込んだ処理能力を持つ整備を図る等の災害対策を検討します。

発災後には、緊急点検を実施して情報共有を行います。なお、地下埋設管は数週間経過後、被害が発見されることがあるので、必要な点検を行います。

(3) 発災時の緊急点検

発災時には、施設ごとにあらかじめ定めた緊急点検表に基づいて富士吉田市環境美化センター等の一般廃棄物処理施設の緊急点検を実施します。

(4) 施設被災時の応急対策

富士吉田市環境美化センター等の一般廃棄物処理施設が被災した場合、各対応マニュアルに基づき速やかに復旧作業にとりかかり、プラントメーカー等の協力を得ながら、安定した処理体制の確保を図ります。

(5) 復旧・復興体制の整備

大規模災害の発生後すぐに復旧できない場合、しばらくは計画停電が実施されることが予測されることから、施設における施設運用方法を把握した上で、収集運搬委託事業者とも協議の上、収集範囲・収集日・収集回数等収集体制を確立し、住民に周知を行います。

(6) 一般廃棄物処理施設の事業継続計画

事業継続計画（BCP Business Continuity Plan）とは、被災して業務遂行能力が低下した状況下で、非常時優先業務を継続・再開・開始するための計画であり平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段等を取り決めたものです。

災害時に、人や物、情報等の業務資源制約がある状況下においても、非常時優先業務（優先的に実施すべき業務）の適切な遂行を目指し、災害廃棄物分野における、BCP的な考えの導入について以下の2点に留意しつつ検討します。

①系列で非常時優先業務（下図のAB）を選定し、執行可能性を評価

②非常時優先業務の遂行に必要な業務資源を確保（予防、早期復旧、支援等）

本町の廃棄物処理施設は災害廃棄物処理の拠点となるべき施設であり、これらの観点からも廃棄物処理施設の事業継続計画について、できる限り早い時期に策定を検討します。

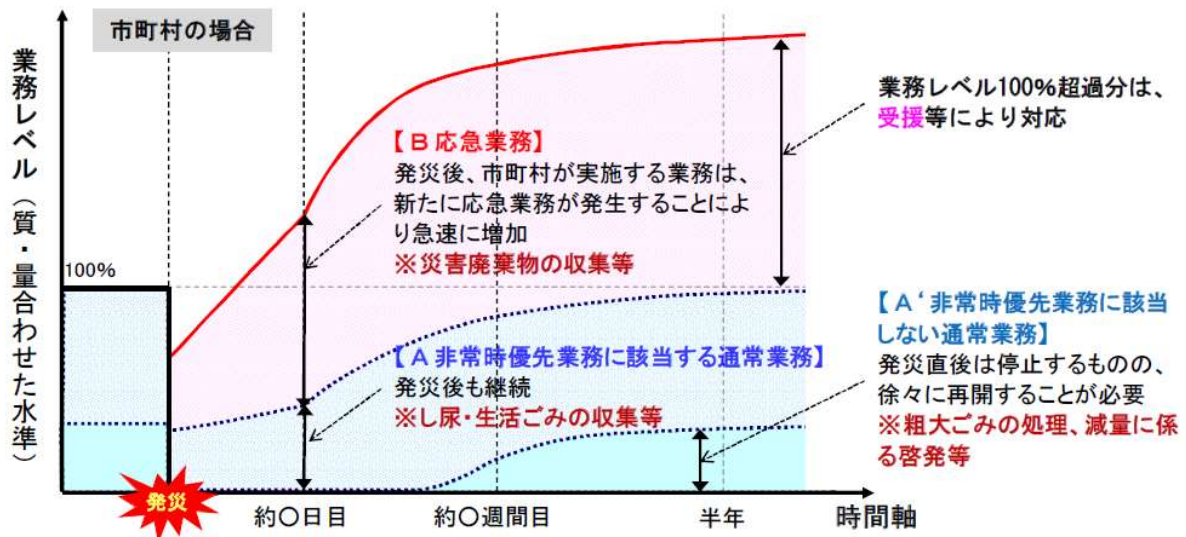


図 3-1 BCP（事業継続計画）の考え方について

※出典：BCPの考え方について（環境省 大規模災害発生時における災害廃棄物対策検討会議資料）

第2節 し尿処理、生活ごみ、避難所ごみ処理

(1) し尿処理

発生時には、公共下水道等の生活排水処理施設が使用できなくなることが予想されるほか避難所から発生するし尿に対応するため、生活排水処理施設の被災情報や避難所数を把握の上、優先順位を踏まえて仮設トイレを配置し、併せて計画的な収集体制を整備します。

①収集・処理

ア 処理原則

災害協定を締結した許可業者の協力を得ながら、収集を行い、処理施設で処理します。

イ 仮設トイレからのし尿収集

避難所や自宅トイレが利用できない地区に設置した仮設トイレからのし尿については、収集運搬業者へ収集を委託します。なお、産業振興対策部は災害対策本部より、避難所設置状況、収容人数、罹災状況（上下水道）、道路状況等を確認し、避難所ごとに必要な各種災害用トイレの設置数を算定し、災害用備蓄の確認、必要であれば災害用トイレ、トイレットペーパー等の不足分を災害対策本部へ報告し、調達を依頼します。情報については適宜、委託業者に提供します。

ウ し尿処理施設以外での処理

震災による損壊や水害による浸水等により、処理施設で処理が行えない場合や処理能力が不足する場合には、速やかに関係部署と調整を図り、県及び近隣市町村等に支援を要請します。

エ し尿収集必要量

し尿収集必要量を以下のとおり推計し、発生予測を表3-5に示します。

し尿収集必要量 = (①仮設トイレ必要人数 + ②非水洗化区域し尿収集人口) × ③1日1人平均排出量

①仮設トイレ必要人数 = 避難所人口 + 断水による仮設トイレ必要人数

避難所人口：避難所へ避難する住民数

断水による仮設トイレ必要人数 = (水洗化人口 - 避難所人口 × (水洗化人口 / 総人口)) × 上水道断水率 × 1/2

水洗化人口：平常時に水洗トイレを使用する住民数

総人口：水洗化人口 + 非水洗化人口

上水道支障率：地震による上水道の被害率（断水率）

断水率：56.4%

1/2：断水により仮設トイレを利用する住民は、上水道が支障する世帯のうち約1/2の住民と仮定。

②非水洗化区域し尿収集人口 = 非水洗化人口 - 避難所人口 × (非水洗化人口 / 総人口)

③1人1日平均排出量 = 1.7L / 人・日

参考：災害廃棄物対策指針（平成30年3月環境省）

| 総人口（人） | 水洗化人口（人） | 非水洗化人口（人） |
|--------|----------|-----------|
| 4,304 | 3,998 | 306 |

表 3-5 し尿収集必要量と仮設トイレ必要基数

| 避難者数 (人) | 断水による 仮設トイレ 必要人数 (人) | し尿収集 必要量 (kl/日) | 非水洗化区 域し尿収集 人口 (人) | 仮設トイレ 必要人数 (人) | 仮設トイレ 必要基数 (基) |
|-------------|-------------------------------|-----------------------|-----------------------------|----------------------|----------------------|
| 4,304 | 4,304 | 15.9 | 0 | 4,304 | 55 |

②仮設トイレ

ア 設置原則

自宅の被災又はライフラインの長期停止により、自宅のトイレが利用できない被災者に仮設トイレや携帯トイレを提供し、被災地の衛生状態を維持することは極めて重要です。本町では、一定数の仮設トイレ等の備蓄をしていることから、不足分の調達を要する概数を把握し、応援協定締結先へレンタル供給を依頼します。調達が困難な場合は、県に調達の代行を依頼します。

イ 状況把握

産業振興対策部は、災害対策本部より、被災状況を確認し、避難所開設状況、避難所人数等の情報収集を把握することで、設置した仮設トイレの汲み取りを行います。

ウ 仮設トイレ

仮設トイレを設置する場合は、災害対策本部及び協定に基づき民間事業者等に対して支援要請し、関係部署等に対して配置先・設置基数を示して設置します。

エ 仮設トイレ追加の要請

仮設トイレ・トイレトーパー等が不足する場合は、災害対策本部に、追加の調達及び設置を要請します。さらに不足が予想される場合は、協定に基づき近隣市町村等及び民間事業者等に要請します。

オ 仮設トイレ設置の広報

災害対策本部は、トイレ使用の可否、仮設トイレの設置等について、住民へ広報するとともに住民からの相談に応じます。

③仮設トイレ必要基数及びし尿収集必要量

本町の仮設トイレ必要基数は 55 基と見込まれます。また、し尿収集必要量は 15.9 kℓ/日と見込まれます。

④仮設トイレの撤去

避難所の閉鎖や縮小に併せて仮設トイレの撤去を行う際には、災害対策本部は協議を行い、仮設トイレの撤去を行います。また、撤去の情報は、速やかに担当班と共有します。

(2) 生活ごみ・避難所ごみの処理

①生活ごみの収集

大規模災害においても、被災していない地域があると見込まれ、被災地域と収集を滞りなく行った上で、災害廃棄物をいかに混乱なく迅速に収集するか重要な課題であり、通常収集と災害廃棄物の収集とが混在することを十分念頭に置いて、収集運搬、処分に関するごみ処理体制を構築する必要があります。

一般家庭の生活ごみについては、道路の被災状況により著しく収集効率が低下した場合は、状況に応じて早朝・夜間収集等により対応します。

産業振興対策班が主体となり、収集運搬体制を構築し、効率的に収集・処理を行います。収集体制の確保が困難な場合、緊急性を考慮し、住民への広報を行った上で、腐敗性廃棄物（生ごみ等）を優先して回収します。腐敗性の低いものは、一時的な収集停止を行う等の措置を講じます。さらに不適正排出（便乗ごみ）や道路・公園等への不法投棄等を未然に防止するため、的確な広報を行うとともに、緊急仮置場や一次仮置場を中心としたパトロールを行い、状況把握に努めます。災害により既存焼却施設の復旧に時間がかかる場合又は処理能力が不足する場合は、速やかに支援要請を行い、近隣市町村等による収集、焼却処理及び最終処分を委託します。

②避難所ごみの分別

発災時でも分別を行うことが、その後の処理をスムーズにし、早期の復旧に寄与すると考えられるため、避難所においても可能な限り分別を行うことが必要です。

発災直後には、水、食料のニーズが高く、それらを中心とした支援物資も急激に増えるため、それに伴い、段ボールや日用品に伴うごみも大量に発生するようになり表 3-6 のようなごみの排出が想定されます。

また、発災時は避難所が混乱していると考えられ、平常時のごみ分別が困難なことが予想されるため、表 3-7 に示す避難所ごみの分別及び留意点を参考に発災時、被災状況、避難者数を考慮し、排出ルールを決定します。

衛生状態の確保からも、粗くてもよいので、段ボールやごみ袋、ラベリング用品（ペン、ガムテープ、紙）等を使って、分別を始めます。

表 3-6 避難所から排出されるごみの種類

| 種類 | 内容 |
|-----|--|
| 水 | 紙コップやプラコップ等（給水車の場合）、空ボトル（ペットボトルの場合） |
| 食料 | 段ボール、プラスチック製容器包装、缶等（箱詰めおにぎりやパン、カンパン等） |
| トイレ | 携帯トイレ（入手できた場合：ポリマーで固められた尿は衛生的な保管が可能だが、感染や臭気の面でもできる限り密閉する管理が必要） |

表 3-7 分別例及び留意事項

| 種 類 | 留 意 点 |
|-------------|---|
| 燃やせるごみ | <ul style="list-style-type: none"> ・生ごみは、ハエ等の害虫の発生が懸念されるので、袋に入れて分別保管し、早急に処理を行う。 ・携帯トイレのポリマーで固められた尿は衛生的な保管が可能だが、感染や臭気の面でもできる限り密閉する。 |
| 燃やせないごみ | <ul style="list-style-type: none"> ・感染性廃棄物（注射針等）は医療機関と調整し、保管のための専用容器を用い、回収処理する。 |
| 資 源 物 | <ul style="list-style-type: none"> ・紙類は、段ボール、新聞、雑誌、雑紙に分け、それぞれ紐でしばるなどして保管する。それ以外は、それぞれ袋等に入れて保管する。 ・スプレー缶、カセット式ガスボンベは必ず中身を使い切り、穴を開けず、透明袋に入れる。 |
| 有害ごみ | <ul style="list-style-type: none"> ・乾電池、体温計などは、それぞれ透明袋に入れて保管する。 |

③避難所ごみの収集

避難所における生活ごみ排出量を以下のとおり推計し、発生量予測を表 3-8 に示します。

避難所の環境衛生保全のため、避難所を担当とする班と連携を図り、収集を開始します。

被災状況によっては、平常時の収集体制での対応が困難となることも想定されるため、必要に応じて支援要請を行い、近隣市町村等からの支援車両等による収集を行います。

なお、医療系等の有害性・危険性のある廃棄物については、取り扱いに注意し密閉保管するように周知します。

表 3-8 避難所ごみの収集量

| 総人口 (人) | 生活ごみ 搬入量 (t /年) | 生活ごみ 原単位 (g/人・日) |
|------------|------------------------|------------------------|
| 4,304 | 1,429 | 909.6 |

※生活ごみ搬入量は、H29、一般廃棄物処理実態調査結果 環境省より

※人口は、令和元年4月 ホームページより

| 避難者数 (人) | 避難所ごみ (t/日) |
|-------------|----------------|
| 4,304 | 3.9 |

避難所ごみの収集量＝避難者数(人)×発生原単位(g/人・日)

※発生原単位は粗大ごみ除く

本町における避難所ごみ量は、3.9 t /日です。

④収集体制・収集ルート

避難所開設、避難所避難者数等の情報を速やかに把握し、収集体制、収集ルート等の検討を行います。また、通常体制での収集が困難な場合、支援要請を行い早期に収集体制を構築します。

また、避難所の閉鎖状況、仮設住宅の設置状況、各地区の居住者数等の情報を収集し、収集体制、収集ルート等の見直しを行います。

また、ごみ処理施設の復旧状況に応じて、処理先の見直しを行います。

第4章 災害廃棄物処理業務

第1節 災害廃棄物処理業務の内容

(1) 災害廃棄物の発生量の算定

① 発生量の予測

平時とは性状の異なる大量の災害廃棄物を迅速かつ適正に処理することが必要なため、災害廃棄物の発生量を推計式により算出すると、30,109tと想定されます。

表 4-1 災害廃棄物の発生量

| 災害廃棄物発生量 (t) | |
|--------------|--------|
| 全壊・半壊 | 29,992 |
| 焼失 | 117 |
| 合計 | 30,109 |

表 4-2 災害廃棄物の種類組成

| 区分 | 種類組成 (%) | | | | |
|---------|----------|-----|----------|-----|-----|
| | 可燃物 | 不燃物 | コンクリートがら | 金属 | 柱角材 |
| 全壊・半壊 | 18 | 18 | 52 | 6.6 | 5.4 |
| 火災(木造) | 0.1 | 65 | 31 | 4 | 0 |
| 火災(非木造) | 0.1 | 20 | 76 | 4 | 0 |

※山梨県災害廃棄物処理計画

表 4-3 災害廃棄物に含まれる片付けごみの発生量

| | |
|----------|--------------|
| 片付けごみ発生量 | 棟数×0.5 (t/棟) |
|----------|--------------|

表 4-4 片付けごみの種類組成

| 区分 | 種類組成 (%) | | | | | | | |
|----|----------|-----|-----|-------|-------|------|-----|------|
| | 木製家具 | ガス台 | 家具類 | 家電4品目 | その他家電 | 生活用品 | 衣類 | 畳 |
| | 22.2 | 1.0 | 4.6 | 6.7 | 1.2 | 0.6 | 0.1 | 63.7 |

※環境省 環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室

西桂町における災害廃棄物の種類別発生量及び片付けごみの発生量及び種類別発生量は、下記に示した通りです。

表 4-5 災害廃棄物の種類組成

| 区分 | 種類組成 (t) | | | | |
|---------|----------|-------|----------|-------|-------|
| | 可燃物 | 不燃物 | コンクリートがら | 金属 | 柱角材 |
| 全壊・半壊 | 5,399 | 5,399 | 15,596 | 1,979 | 1,620 |
| 火災(木造) | 0 | 61 | 29 | 4 | 0 |
| 火災(非木造) | 0 | 5 | 17 | 1 | 0 |
| 合計 | 5,399 | 5,464 | 15,643 | 1,984 | 1,620 |

※焼失による発生量は、焼失による木造、非木造の被害棟数の割合を8体2として算出。
(山梨県災害廃棄物処理計画)

表 4-6 種類別発生量

| 可燃物 (t) | 不燃物 (t) | コンクリートがら (t) | 金属 (t) | 柱角材 (t) | 合計 (t) |
|------------|------------|-----------------|-----------|------------|-----------|
| 5,399 | 5,464 | 15,643 | 1,984 | 1,620 | 30,109 |

表 4-7 片付けごみ(一時的に発生)

| 棟数 | 1棟あたりの粗大ごみ 発生量 (t/棟) | 合計 (t) |
|-----|-------------------------|--------|
| 653 | 0.5 | 327 |

また、災害ごとの災害廃棄物の発生状況は以下のとおりです。

表 4-8 災害廃棄物の災害種類ごとの発生状況

| 災害の種類 | 内容 |
|-------|--------------------------|
| 地震 | 倒壊家屋中心、家屋解体時に排出 |
| 水害 | 家財家具が中心、被災者の片付けにより排出 |
| 竜巻 | 混合廃棄物が散乱 |
| 火山噴火 | 噴火活動終息まで処理着手困難 |
| 土砂災害 | 土砂が発生し、災害廃棄物と混合する |
| 津波 | 混合廃棄物が散乱 塩分や重金属等を含む津波堆積物 |

②応急対応期

実際の災害情報、被災状況等に基づき発生量の推計をします。

③復旧・復興期

処理の進捗に合わせ、実際に搬入される廃棄物の量や、被災状況の調査結果に基づき、廃棄物の発生量の見直しを行います。

(2) 処理方針

災害廃棄物の処理を進めるに当たって、法令を遵守することはもちろんですが、被災者となる住民の目線に立った処理の在り方を考えなくてはなりません。そこで、本計画では下記の示す項目について基本方針として踏まえ、具体的な取り組みを進めていきます。

表 4-9 処理方針

| 処理方針 | 内容 |
|------------|--|
| ①衛生的な処理 | <ul style="list-style-type: none">・ 発災時は、被災者の一時避難や簡易水道、浄化槽等の被害が想定されます。その際に発生する家庭ごみやし尿については、生活衛生の確保を最重要事項として対応します。 |
| ②迅速な処理 | <ul style="list-style-type: none">・ 生活衛生の確保、地域復興の観点から、災害廃棄物の処理は刻々変化する状況に対応できるよう迅速な処理を行います。・ 発災から概ね3年間で処理を終えることとする。 |
| ③計画的な処理 | <ul style="list-style-type: none">・ 発災による道路の寸断、一時的に大量に発生する災害廃棄物に対応するため、仮置場を適正に配置し集積する。集積した災害廃棄物は計画的に処理施設に搬入し処理する。・ 災害廃棄物の処理は、山梨県から近隣市町村等と連携して行う。・ 災害廃棄物の処理の収束から、平常の清掃業務に移行する時期等についても十分に考慮する。・ 災害等廃棄物処理事業費補助金等を活用し計画的に処理を行う。 |
| ④環境に配慮した処理 | <ul style="list-style-type: none">・ 災害廃棄物は、十分に環境に配慮し処理を行う。特に不法投棄及び野焼きの防止には十分注意を払う。 |
| ⑤リサイクルの推進 | <ul style="list-style-type: none">・ 災害廃棄物は、現状の分別区分に合った分別収集で、リサイクルを推進する。 |
| ⑥安全な作業の確保 | <ul style="list-style-type: none">・ 発災時の清掃業務は、通常とは異なり、発生量やごみの組成、危険物の混入等が考えられることから作業の安全性を確保するよう努める。 |

(6) 処理費用

被災状況が困難な場合、本町単独の財政支出のみでは、処理が困難であることが考えられます。その場合、災害等廃棄物処理事業費補助金の申請を検討します。以下、補助金の概要を示します。なお、過去、極めて甚大な被害が生じた災害は、特別措置法（平成 23 年法律第 40 号）、法律補助（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成 23 年法律第 40 号））に基づき、国から市町村へ補助が実施されました。

表 4-11 災害等廃棄物処理事業費補助金及び廃棄物処理施設災害復旧費補助金の概要

| | 項目 | 内容 |
|-----------------|------|--|
| 災害等廃棄物処理事業費補助金 | 対象事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害のために実施した廃棄物の収集・運搬及び処分 ・ 災害に伴って便槽に流入した汚水の収集・運搬及び処分 ・ 仮設便所、集団避難所等から排出されたし尿の収集・運搬及び処分（災害救助法に基づく避難所の開設期間内に限る） ・ 国内災害により海岸保全区域外の海岸に漂着した廃棄物の収集・運搬及び処分 |
| | 補助率 | 1 / 2 |
| | その他 | 対象事業費の本補助金の補助裏分に対し、8割を限度として特別交付税の措置がなされ、実質的な負担は1割程度となる。 |
| | 項目 | 内容 |
| 廃棄物処理施設災害復旧費補助金 | 対象事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般廃棄物処理施設 ・ 浄化槽（市町村整備推進事業） ・ 産業廃棄物埋立処分場 ・ PCB 廃棄物処理施設 |
| | 補助率 | 1 / 2 |
| | その他 | 地方負担分に対して起債措置がなされた場合、元利償還金について普通交付税措置（元利償還金の 47.5%）があり、財政力補助により 85.5%までとなる。 |

(7) 処理に関する項目及び業務内容

発災前後の行動について時系列で示します。特に、初動対応を素速く適切に行うことが重要になりますが、それには平常時に災害廃棄物処理計画を策定し十分な体制を整える必要があります。

①生活・避難所ごみ・がれき・片付けごみ

ア 予防期（平常時）

| 項 目 | 内 容 |
|---------|--|
| 計画 | ・災害廃棄物処理計画（本計画）の継続的な見直し、個別マニュアルの作成、訓練の実施 |
| 処理体制の確立 | ・大規模災害に備えた他自治体、民間施設との協力体制の確立 |
| 仮置場 | ・仮置場候補地の検討 |
| 有害物質 | ・有害物質取扱い事業所の把握 |
| 住民への広報 | ・災害時のごみ排出方法についての広報 |

イ 初動期（発災後～7日程度）

| 項 目 | 内 容 |
|----------------|--|
| 被災状況の把握 | <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物担当職員の安否確認 ・町の廃棄物処理施設の点検、稼働開始時期、処理可能量の確認 ・ごみ集積場の状況の確認 ・収集運搬ルート、体制（車両・人員）の被災状況確認 |
| 災害廃棄物処理実行計画の策定 | <ul style="list-style-type: none"> ・倒壊建物、被災状況等の確認 ・災害廃棄物の発生状況、発生場所の整理 ・災害廃棄物の発生量推計 ・仮置場選定、保管方法の設定 ・分別区分、排出場所、排出方法及び収集方法の設定 ・住民への広報 |

ウ 応急対応期（発災後～3か月程度）

| 項目 | 内容 |
|------------------|--|
| 処理施設の復旧、 処理体制 | <ul style="list-style-type: none"> ・施設の補修（生ごみの受け入れ開始） ・人員、燃料、水、電気、薬剤等の確保 |
| 収集、処理体制の 応急復旧 | <ul style="list-style-type: none"> ・委託業者、許可業者へ収集運搬等の応援要請 ・県、近隣市町村等への収集・運搬、処理等の応援要請 |
| 仮置場の確保 | <ul style="list-style-type: none"> ・仮置場設置に関する合意形成（所有者・管理者、地域住民） ・受入可能廃棄物、受入基準及び分別区分の住民への周知 ・仮置場の設置運営 ・適正処理、資源化を踏まえ、種類ごとに区分し保管火災防止策、環境保全策、環境モニタリングの実施 |
| 倒壊建物の廃材処理 | <ul style="list-style-type: none"> ・住民から解体、修繕の申請を受付 ・罹災証明、家屋面積、権利等の確認 ・現地調査、解体・修繕の決定 ・工事仕様書、工事計画の策定 ・見積取得、査定、工事発注 ・解体・修繕の確認 |

エ 復旧・復興期（発災後～3年程度）

| 項目 | 内容 |
|---------------------|--|
| 計画的な収集・運搬、 処理の継続 | <ul style="list-style-type: none"> ・計画的な収集・運搬、処理の継続、進捗状況管理 ・広域的な処理の継続 ・復旧・復興状況に応じ、事業の縮小 |
| 仮置場の運営 | <ul style="list-style-type: none"> ・仮置きした災害廃棄物の状況及び収集・運搬、処理の状況を分析 |
| 仮置場の閉鎖及び 原状復帰 | <ul style="list-style-type: none"> ・復旧・復興状況に応じ、仮置場の閉鎖、モニタリングの実施 ・仮置場の原状復帰、所有者・管理者へ返却 |
| 国庫補助金申請 | <ul style="list-style-type: none"> ・災害等廃棄物処理事業費補助金 ・廃棄物処理施設災害復旧費補助金 |

②し尿処理

ア 予防期（平常時）

| 項 目 | 内 容 |
|---------|------------------------------------|
| 計画 | ・災害廃棄物処理計画（本計画）の継続的な見直し、個別マニュアルの作成 |
| 処理体制の確立 | ・大規模災害に備えた他自治体、収集業者等との協力体制の確立 |

イ 初動期（発災後～7日後）

| 項 目 | 内 容 |
|--------------------|--|
| 災害状況の把握 | <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物担当職員の安否確認 ・町の処理施設の点検、稼働開始時期、処理可能量の確認 ・委託業者、許可業者 |
| 災害廃棄物処理 実行計画の策定 | <ul style="list-style-type: none"> ・処理施設の被災状況、避難状況、道路状況、停電、断水の状況等の情報整理 ・仮設トイレの設置場所、仮設トイレの種類把握 ・収集方法、収集ルート、配車計画等の設定 ・住民への広報 |

ウ 応急対応期（発災後～3か月程度）

| 項 目 | 内 容 |
|------------------|--|
| 処理施設の復旧、 処理体制 | <ul style="list-style-type: none"> ・施設の補修 ・人員、燃料、水、電気、薬剤等の確保 |
| 収集、処理体制の 応急復旧 | <ul style="list-style-type: none"> ・委託業者、許可業者へ収集運搬等の応援要請 ・県、近隣市町村等への収集・運搬、処理等の応援要請 |
| 下水道施設の活用 | <ul style="list-style-type: none"> ・下水道所管部署に被災状況を確認し、下水道施設での処理の可能性を検討 |

エ 復旧・復興期

| 項 目 | 内 容 |
|---------------------|--|
| 計画的な収集・ 運搬、処理の継続 | <ul style="list-style-type: none"> ・計画的な収集・運搬、処理の継続、進捗状況管理 ・広域的な処理の継続 ・復旧・復興状況に応じ、事業の縮小 |
| 国庫補助金申請 | <ul style="list-style-type: none"> ・災害等廃棄物処理事業費補助金 ・廃棄物処理施設災害復旧費補助金 |

(8) 処理フロー

① 処理フローの設定

災害廃棄物の処理の基本方針、発生量・処理可能量、廃棄物処理施設の被災状況を想定しつつ、分別フローを図 4-1 に示します。

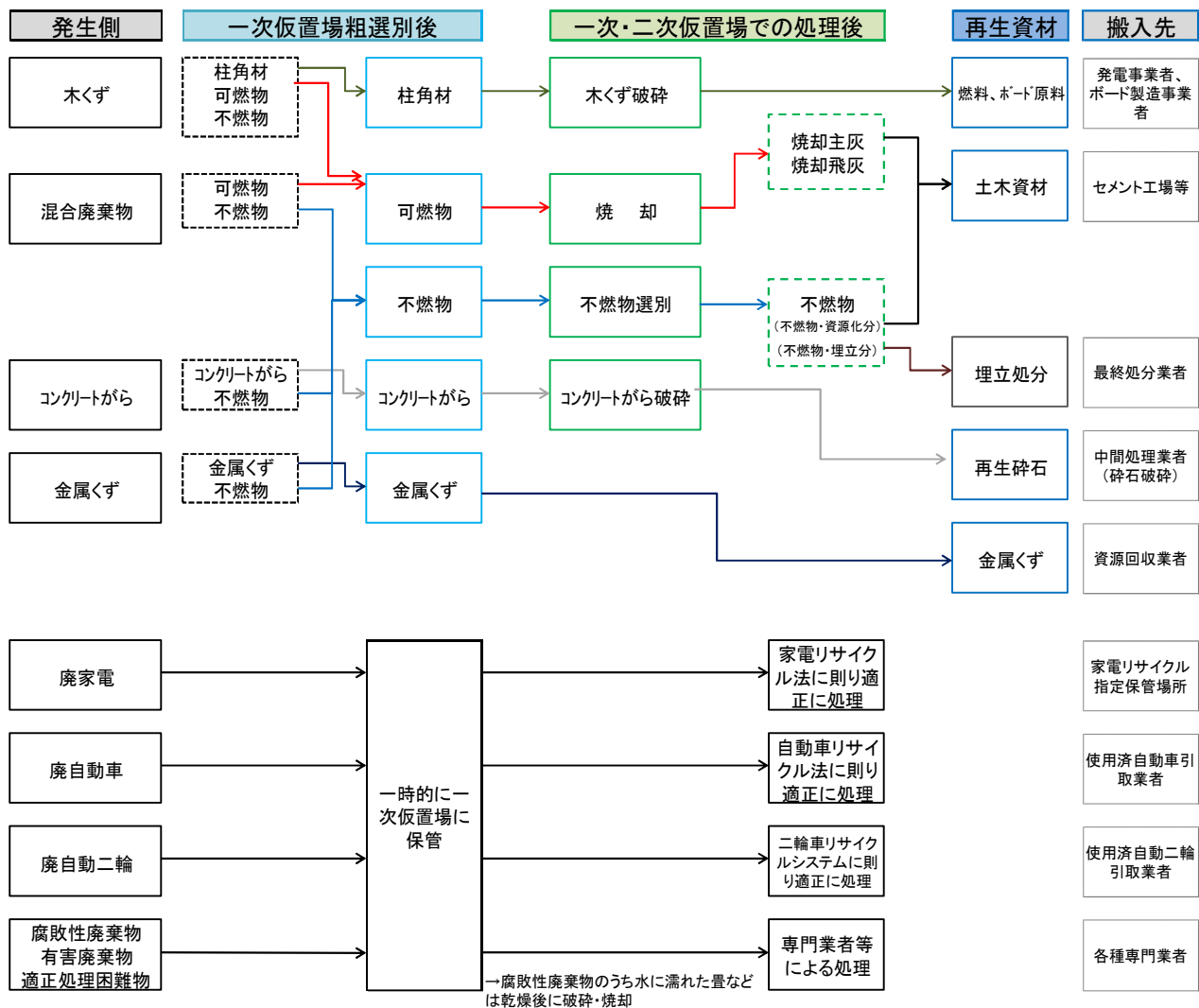


図 4-1 災害廃棄物の処理フロー

② 応急対応期

災害の種類・規模に応じて、図 4-1 を適宜見直し、処理フローを設定します。その際も、災害廃棄物の処理の基本方針、発生量・処理可能量、処理施設の復旧状況を想定しつつ設定します。

③ 復旧・復興期

災害廃棄物処理の進捗状況に合わせ処理フローを見直します。

(9) 仮置場設置計画

災害廃棄物が大量に発生することが予想される場合は、仮置場を設置します。その際、苦情が発生しないよう、近くに民家、学校、病院等がないこと及び二次災害のおそれのない場所であることがポイントとなります。

風水害では被災者による被災家屋からの災害廃棄物の搬出は、避難解除、警報解除等により、一斉に始まることが予測されるため、発災時には被災状況を直ちに把握した上で、関係部署、管理者、所有者等と調整します。

地震災害の場合は、余震がある発災後数日間は各家庭からの災害廃棄物の搬出はなく、多少は時間的余裕がありますが、豪雨災害の場合は、仮置場設置選定までの時間がないことを肝に銘じておく必要があります。

また、仮置場周辺の住民理解も欠かせません。本町で設置する仮置場を表 4-12 に分類します。

表 4-12 仮置場の分類

| 分類 | 役割・特徴 |
|-------|---|
| 緊急仮置場 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 平常時の収集が出来ない場合やごみ集積所の利用が困難な場合、その体制が整うまでの緊急措置として設置する。 ・ 原則、被災者（支援ボランティアを含む）が、自ら災害廃棄物を搬入することができる仮置場とする。 ・ 被災後できるだけ速やかに、被災現場に近い場所に設置し、数ヶ月間、限定して受け入れる。 ・ 路上などに排出された災害廃棄物を早急に撤去するために、一次仮置場が整備されるまでの間は、必要に応じ町による搬入も行う。 ・ 後の処理や一次仮置場への搬入を考慮し、できる限り分別し搬入する。（分別例：可燃性粗大、不燃性粗大、可燃性ごみ、不燃性ごみの4分別） |
| | 設置時期・使用期間 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ 被災直後に設置 ・ 住民の片付けが終わるまでの数ヶ月設置 |

| 分類 | 役割・特徴 |
|-------|---|
| 一次仮置場 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 主に町の委託業者や家屋解体事業者等が搬入する。災害廃棄物の前処理（粗選別、破碎等）を行い、二次仮置場や中間処理施設へ積み替える拠点としての機能を持つ。 ・ 被災現場や緊急仮置場から災害廃棄物を一次仮置場に集積した後、手作業、重機作業により粗選別を行う。 ・ 被災者が直接、災害廃棄物を搬入することも可能とする。 ・ 二次仮置場整備や搬入状況により、順次廃止する。 ・ コンクリートがら、木くず、可燃物、不燃物等、一次仮置場の所定の分別方法に基づき分別して搬入する必要がある。 |
| | 設置時期・使用期間 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ 被災後3日以内に設置 ・ 災害廃棄物処理が完了するまで設置（一年以上に及ぶことがある） |

| 分類 | 役割・特徴 |
|-------|---|
| 二次仮置場 | <ul style="list-style-type: none"> ・一次仮置場での処理が不十分である場合や一次仮置場の能力が不足している場合、必要に応じて設置する。 ・各仮置場からの災害廃棄物を集積し、破碎、選別等の処理を行い、焼却施設や再資源化施設への搬出拠点として設置する。 ・再資源化された資源物を保管する機能を持つ。 ・二次仮置場は甚大な被害が発生し、多量の災害廃棄物が発生した場合に設置するもので、他の自治体との広域での設置を検討するとともに、二次仮置場、仮設破碎機・仮設焼却炉等の設置を県に委託することも検討する。 |
| | 設置時期・使用期間 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・被害が甚大な場合、被災後数ヶ月以内に設置 ・中間処理された再生資材を全て搬出するまで設置（一年以上に及ぶことがある） |

表 4-13 仮置場が必要な理由

| 必要な理由 | 仮置場を利用する場合 |
|------------------|--------------------------------|
| 早期の道路啓開 | 路上の廃棄物を速やかに仮置場に移動できる |
| 被災した家屋の速やかな撤去 | 撤去した家屋を速やかに仮置場に移動できる |
| 多量の災害廃棄物の効率の良い処理 | 多量の災害廃棄物を処理するためには広大な仮置場が必要である。 |
| リサイクルの推進 | 仮置場で分別することによりリサイクルを推進することができる |

1) 仮置場必要面積

災害廃棄物発生量から選定した仮置場必要面積は、表 4-14 のとおりで、震災発生時には約 1ha となります。

また、二次仮置場の面積としては、実際の被災状況や仮置場の処理状況に応じて面積を算出することとします。

なお、仮置場の面積が足りないと、積み上げが困難になる、搬入動線が確保できない、ごみが混在し、業者による引取が不能となり仮置場からの早期の搬出ができない等の悪循環に陥ることになります。

住宅解体が始まると、さらに広い仮置場が必要になることに注意する必要があります。

表 4-14 仮置場必要面積の算出

| | 可燃物 | 不燃物 | コンクリートがら | 金属 | 柱角材 | 合計 |
|-------------------------------|--------------|--------------|--------------|------------|------------|--------------|
| 災害廃棄物等発生量 (t) | 5,399 | 5,464 | 15,643 | 1,984 | 1,620 | 30,109 |
| 災害廃棄物年間処理量 (t) ※1 | 2,160 | 2,186 | 6,257 | 794 | 648 | 12,044 |
| 災害廃棄物集積量 (t) ※2 | 3,239 | 3,278 | 9,386 | 1,190 | 972 | 18,066 |
| 災害廃棄物発生量 (m ³) ※3 | 8,098 | 2,980 | 9,386 | 1,053 | 1,767 | 23,285 |
| 見かけ比重 | 0.40 | 1.10 | 1.00 | 1.13 | 0.55 | |
| 仮置場面積 (m ²) ※4 | 3,240 | 1,192 | 3,754 | 421 | 707 | 9,314 |

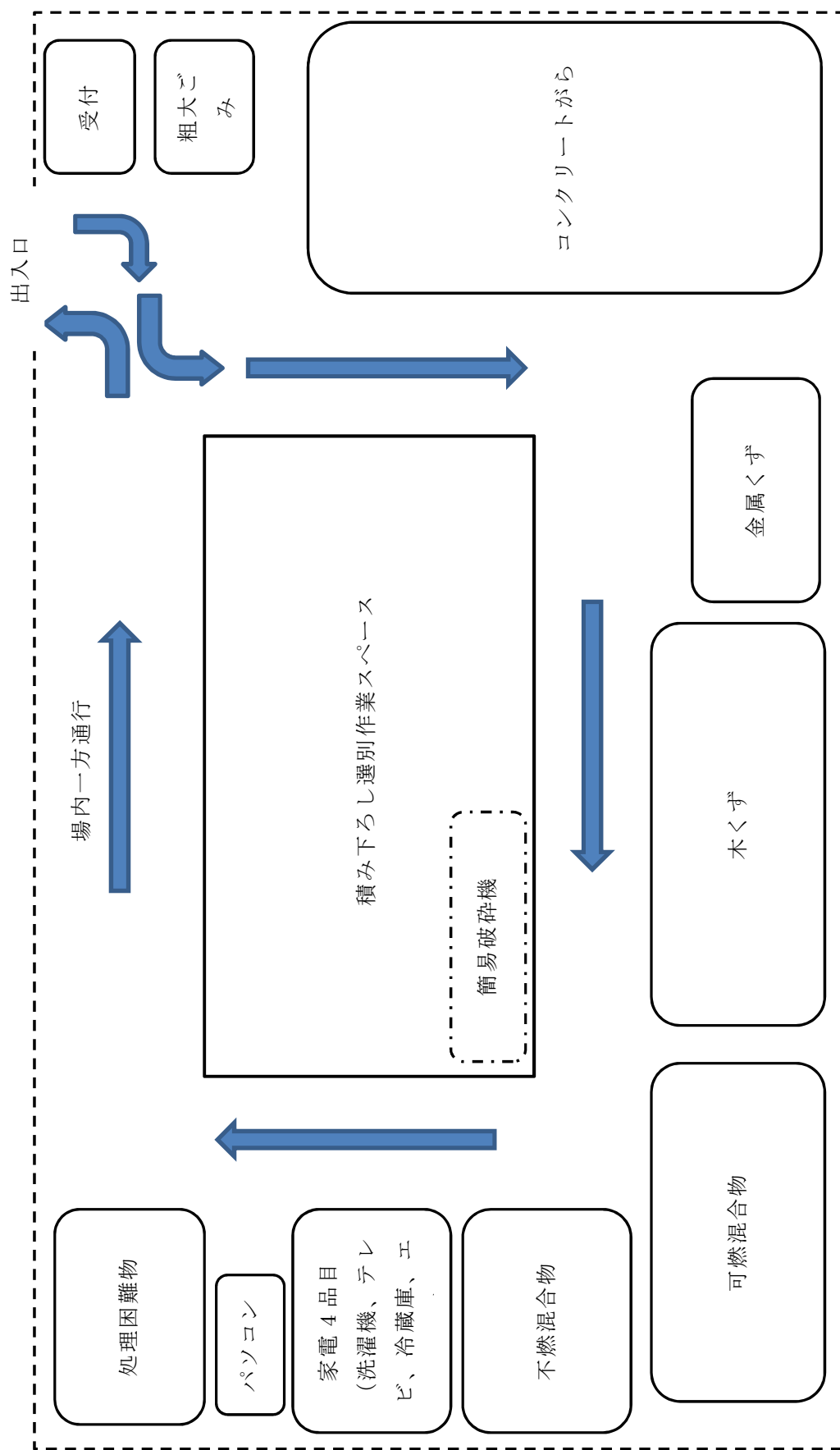
2) 仮置場レイアウト

被災状況に応じて災害廃棄物発生量から、必要となる仮置場面積を算定し、仮置場候補地から使用する場所を確定します。

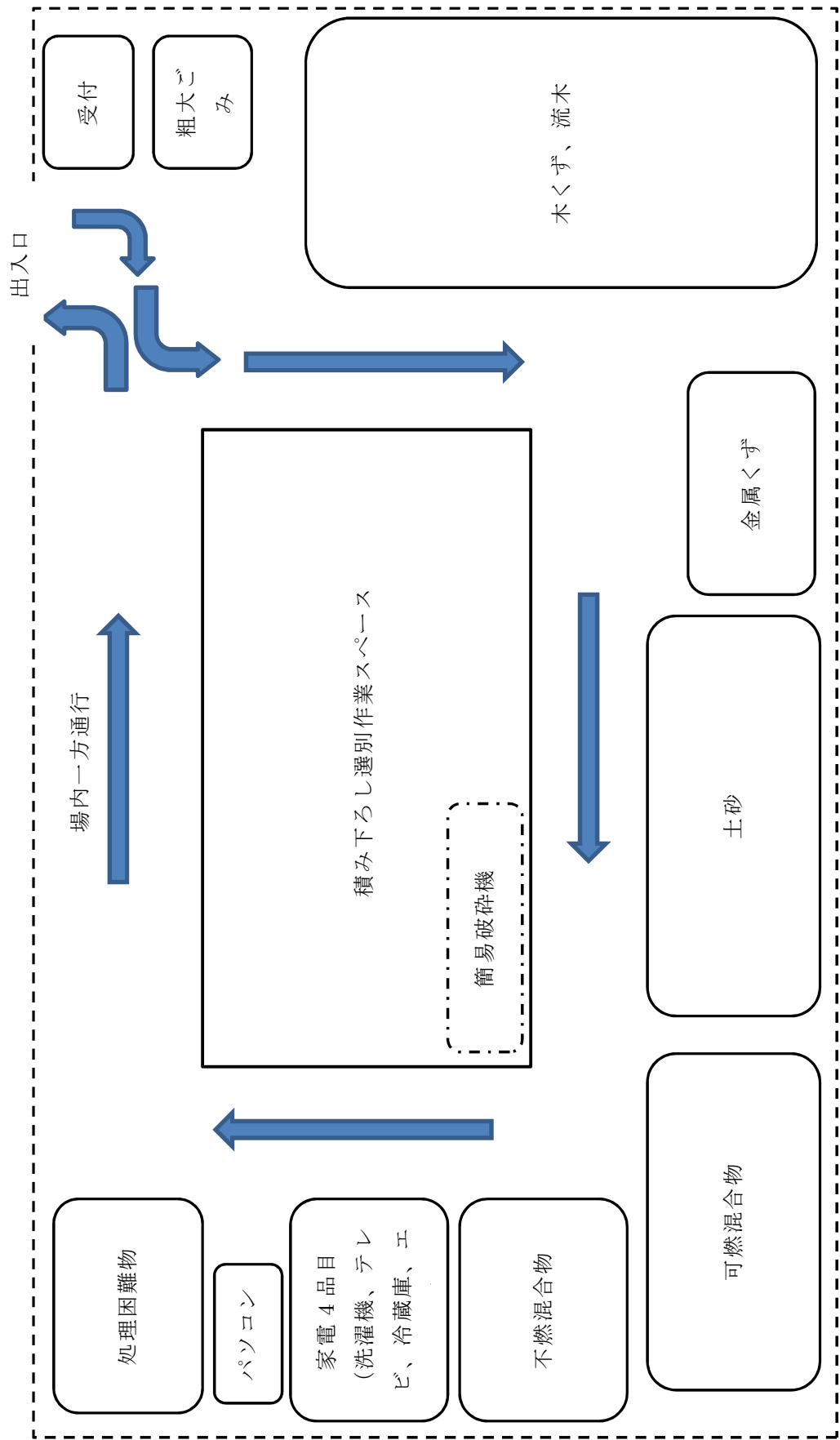
使用する仮置場では、使用前に可能な範囲で土壌汚染状況を確認し、仮置きする災害廃棄物の性状に合わせて土壌汚染防止策を検討するとともに、管理小屋、フェンス、消火用水槽等の必要設備を設置します。

また、設置・運営管理を委託する場合は、早急に積算を行った上で、早い段階で適切に委託契約します。

一次仮置場のレイアウト案（地震の場合）



一次仮置場のレイアウト案（風水害の場合）



3) 仮置場の候補地

仮置場の設置に当たっては、求められる機能や必要面積等を可能な限り満足させるとともに表 4-15 に示す仮置場の設置の基本的な考え方及び表 4-16 に示す仮置場の選定における留意点を考慮して検討します。

表 4-15 仮置場設置の基本的な考え方

| 主に災害発生前に考慮する必要がある事項 | |
|---------------------|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域により被害規模が異なることが予想されることから、地域ごとに仮置場候補地を選定しておくことが必要 ・ 仮置場候補地の優先順位としては、町有地、公用地、民有地の順で選定 ・ 運搬ルート確保及び搬出入の容易性 ・ 被害が大きくなると予想される地域周辺に候補地を配置計画 ・ 周辺に学校、病院、避難所等が無い敷地を有しており、新たに開発する面積が少ない場所 ・ 災害時の他用途との整合（緊急輸送道路、支援受入拠点、避難場所等との競合） |
| 主に災害発生後に考慮する必要がある事項 | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ 仮置きあるいは使用できる期間 ・ できる限り被害が大きい地域への配置 ・ 被災していない地域に隣接していない ・ 2次災害の防止（河川の氾濫の可能性の有無、陥没、ガス漏れ等） |

表 4-16 仮置場選定における留意点

| | |
|---|--|
| 留意点 | ・ 仮置場候補地は、避難所など仮置場以外の用途に使用される可能性があるため、災害対策本部と調整して選定します。 |
| | ・ 重機による選別作業、簡易破碎機の導入等を考慮し、できる限り広い面積を確保します。 |
| | ・ 災害廃棄物の主たる発生地が予測が困難なため、できる限り分散させるように選定します。 |
| | ・ 大型車両の搬出入があるため、周辺に一定の幅（4m（片側車線）ないし 6m（対面通行）以上）の道路が必要であり、できる限りコンクリートまたはアスファルト敷の場所を選定します。 |
| | ・ 長期間利用できる場所を優先して選定します。 |
| | ・ 公有地だけでは足りない場合は、民有地を利用することも検討します。 |
| | ・ 周辺住民、環境への影響が大きい地域はできるだけ避けます。 |
| | ・ 土壌汚染の恐れがあるため、農地はできるだけ避けます。 |
| ・ 水害による災害廃棄物は、汚水を発生する恐れがあることから水源に留意し、近接する場所は避けます。 | |

表 4-17 仮置場候補地となる災害時活用可能な空地

| 地目 | 住所 | 敷地面積 (㎡) | 備考 |
|------|-------------|----------|---------------------|
| 山林 | 下暮地 241-1 | 572 | 下暮地尾尻町有地 |
| 雑種地 | 下暮地 245-1 | 546 | |
| 山林 | 倉見 363-3, 4 | 1,500 | 倉見県道横町有地 |
| 宅地 | 下暮地 685-1 | 285 | 防災拠点用地 |
| 町有地 | 下暮地 562 | 965 | フットサル場駐車場 |
| 山林 | 下暮地 1880 | 636 | 下暮地さくら公園 |
| 山林 | 下暮地 1868-1 | 3,104 | |
| 山林 | 下暮地 1862 | 2,779 | |
| 山林 | 下暮地 1867 | 443 | |
| 町有地 | 下暮地 1900 | 1,000 | 三ツ峠グリーンセンター 一駐車場 |
| 面積合計 | | 11,830 | |

4) 仮置場の管理・運営

仮置場の管理・運営に係る留意事項は次のとおりです。また、早い段階で仮置場からの搬出ができるよう、産業廃棄物処理業者等とあらかじめ調整を行います。

表 4-18 仮置場の管理・運営に係る留意事項

| 土地（町有地等）の賃借についてあらかじめ検討しておく項目 |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・返還（返却）時に、土地をどの時点の状態に原状回復するか、土地所有者と協議する。（災害発生前の状態か、災害発生後の状態か） ・土地をいつまで借りることができるか確認する。 ・土地の賃借料について、事前に協議する。 ・仮置場として使用する前に、土地所有者立会いの下で土地の状況写真を撮影し保管する。 ・使用前の状態の表層土壌を採取し保管する。 ・土地使用後に土壌調査を実施し、土壌汚染が確認された場合は、土壌汚染の有無についてデータとして利用する。 |
| 各仮置場で受入可能な災害廃棄物 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・緊急仮置場では、被災地域の被災住民（支援ボランティアを含む）が自ら持ち込んだ災害廃棄物のみ受け入れる。 ・一次仮置場では、発災現場（路上や家屋解体）から発生する廃棄物及び緊急仮置場に持ち込まれ分別された廃棄物を受け付ける。 ・二次仮置場では、緊急仮置場及び一次仮置場で収集された廃棄物を受け付ける。上記の廃棄物以外の受入に関しては、状況に応じて検討する。 |
| 搬入ルール |
| <ul style="list-style-type: none"> ・仮置場への搬入に際しては、住民の行列ができることが予想されるため、行政収集の車両については緊急通行車両としての登録を行っておくとともに、収集車両専用路の確保に努める。 ・住民が仮置場へ廃棄物を搬入する際は、罹災証明書や被災者であることを確認できる身分証等を掲示する。 ・災害廃棄物以外の便乗ごみがないか、仮置場に監視員を常駐し確認する。 |
| 運営ルール |
| <ul style="list-style-type: none"> ・使用を開始した仮置場には、災害廃棄物の受入れ、搬入物の監視・指導、保管、管理等を行うために職員等を配置する。 ・搬入された災害廃棄物の計量、処理、分別保管、移動・運搬等を行うため、必要な資機材を投入する。 ・仮置場の場内ルートを整備し、誘導員の配置や案内を掲示するなどにより、搬入車両の円滑な動きを誘導する。 ・適正処理、資源化を踏まえ、分別して搬入された廃棄物の種類ごとに区分し保管する。 ・各仮置場では日報を作成し、搬入台数、ごみの種類別の搬入量、搬出量等を記録する。 |

また、仮置場の作業員は、通常の安全・衛生面に配慮した服装に加え、アスベストの排出に備え、必ず防塵マスク及びメガネを着用します。靴については、破傷風の原因となる釘等も多いため、安全長靴を履くことを原則とします。

仮置場は、粗破砕等重機での作業、特定家電等の災害廃棄物の長期保管等を考慮し、アスファルト敷等の土地が望ましいが、そうでない場合は、鉄板や遮水シートを敷設する等の養生を行います。

5) 仮置場の返還

必要に応じて、土壤汚染調査等を実施の上、仮置場を現状復旧した後、所管部署・土地管理者、所有者等の現地立会いによる確認・了承を得た上で返還します。

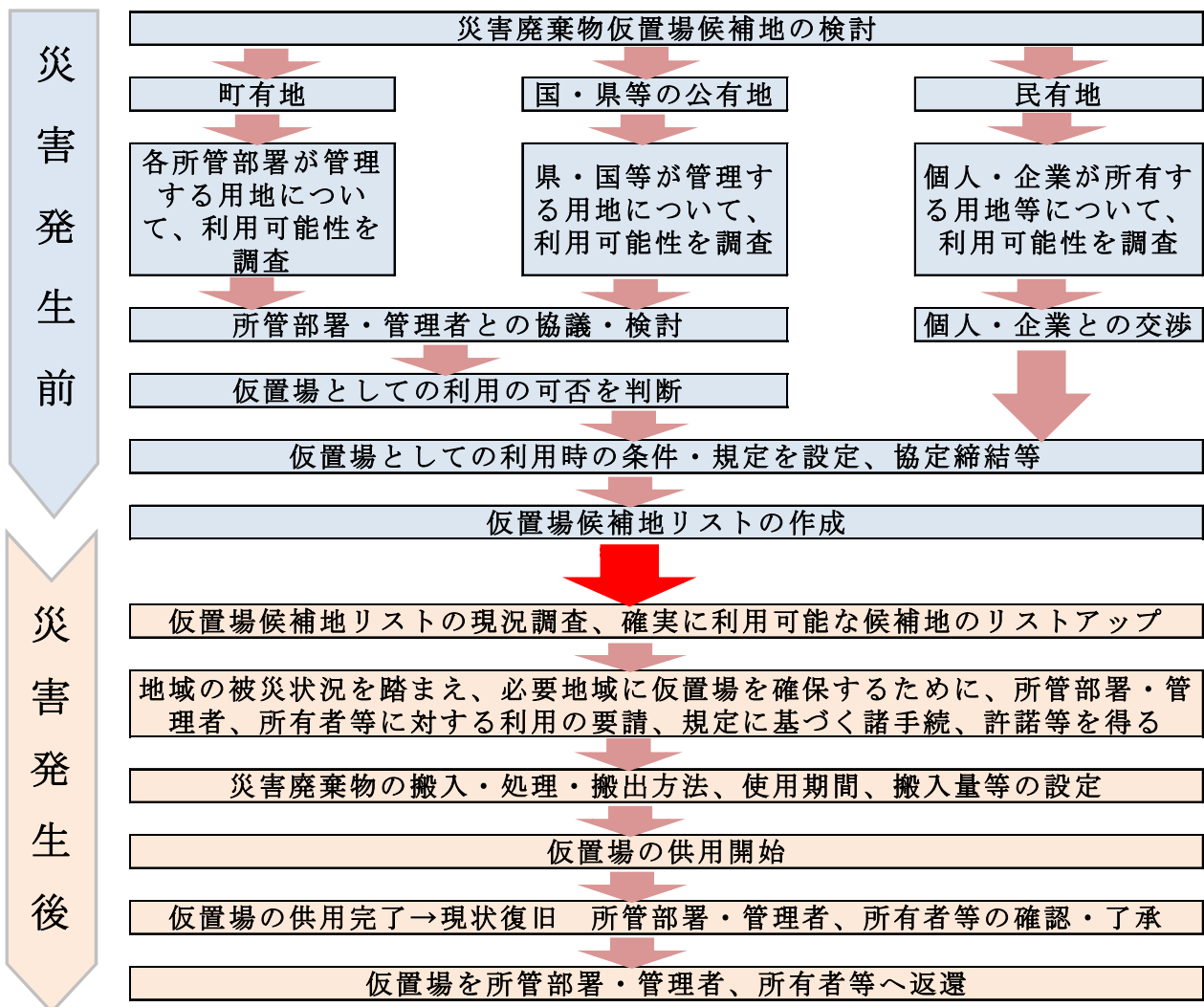


図 4-2 仮置場の選定から供用開始、返還までのフロー

(10) 収集運搬計画

1) 初動期の収集運搬

発災直後において優先的に回収する災害廃棄物の種類、収集運搬方法・ルート等について以下のとおりです。

- ・災害廃棄物のうち、道路障害物、仮設トイレ等のし尿、有害廃棄物、危険物、腐敗性廃棄物は優先的に回収を行います。
- ・災害廃棄物の収集運搬は、対応時期によって運搬ルートや車両の大きさ・種類等が異なるため、時期区分や搬入先に合わせた車両を使用します。
- ・復旧作業時の収集運搬車両や作業員が不足する場合には、協定等に基づき、周辺自治体や民間事業者からの応援により、災害廃棄物の収集運搬を行います。

2) 応急対応期の収集運搬

災害廃棄物の収集運搬車両及び収集ルート等の被災状況について、災害対策本部等を通じて情報を把握するとともに住民の生活環境改善のため、効率的な収集運搬計画を策定します。

主要ルート等における通行上支障となる災害廃棄物の撤去にあたり、土木関係部署と連携し、自衛隊・警察・消防等の関係機関に収集運搬ルートを示して道路啓開を進めます。

その際には、危険物・有害廃棄物、アスベストを含む建築物等の情報を併せて提供し、道路啓開に伴い発生した災害廃棄物は、仮置場に分別・搬入します。災害廃棄物、避難所及び家庭等から排出される廃棄物を収集運搬するため、近隣市町村等へ支援要請を行い、収集運搬に必要な車両を確保します。

その他、避難所、仮置場の設置場所、交通渋滞等を考慮した効率的な収集運搬ルート計画を作成します。

し尿処理に関しては、仮設トイレや避難所から発生するし尿や浄化槽汚泥の収集を利用者数の情報を入手した上で計画的に実施します。

3) 復旧・復興期

災害廃棄物処理の進捗状況や仮置場の閉鎖、避難所の縮小等の変化に応じて、収集運搬車両の必要台数や収集運搬ルートを見直し、収集運搬の効率化を図ります。

(11) 環境対策、モニタリング

環境モニタリングを実施し、周辺の地域住民の生活環境への影響を防止し、災害廃棄物処理現場における労働災害を防止します。環境対策は、大気、悪臭、騒音・振動、土壌、水質等への影響を低減する措置を講じます。主な対策は表 4-19 のとおりです。

また、定期的に仮置場の見回りを行います。可燃物を仮置きしている場合は、可燃物からの発煙の有無を目視確認するとともに、定期的に内部の温度及び一酸化炭素濃度を測定し、その結果に基づき管理を行います。

表 4-19 環境対策・モニタリングにおける留意点

| 項目 | 環境影響 | 対 策 例 | 留 意 点 |
|------------|---|---|---|
| 大 気 | <ul style="list-style-type: none"> 解体・撤去、仮置場作業における粉じんの飛散 石綿含有廃棄物（建材等）の保管、処理による飛散 災害廃棄物保管による有害ガス、可燃性ガスの発生 | <ul style="list-style-type: none"> 定期的な散水の実施 保管、選別、処理装置への屋根の設置 周囲への飛散防止ネットの設置 フレコンバッグへの保管 搬入路の鉄板敷設等による粉じんの発生抑制 運搬車両の退出時のタイヤ洗浄 収集時分別や目視による石綿分別の徹底 作業環境、敷地境界での石綿の測定監視 仮置場の積み上げ高さ制限、危険物分別による可燃性ガス発生や火災発生の抑制 | <ul style="list-style-type: none"> 破碎機など粉じん発生施設の位置、住居や病院等環境保全対象、主風向等に配慮すること。 環境影響が大きいと想定される場所が複数ある場合は、モニタリング地点を複数点設定する。 散水車の配備、防火水槽の設置 |
| 悪 臭 | <ul style="list-style-type: none"> 災害廃棄物からの悪臭 | <ul style="list-style-type: none"> 腐敗性廃棄物の優先的な処理 消臭剤、脱臭剤、防虫剤の散布、シートによる被覆等 | <ul style="list-style-type: none"> 腐敗性廃棄物がある場合はその位置、住居や病院等環境保全対象、主風向等に配慮すること。 環境影響が大きいと想定される場所が複数ある場合は、モニタリング地点を複数点設定する。 |
| 騒 音 振 動 | <ul style="list-style-type: none"> 撤去・解体等処理作業に伴う騒音・振動 仮置場への搬入、搬出車両の通行による騒音・振動 | <ul style="list-style-type: none"> 低騒音・低振動の機械、重機の使用 処理装置の周囲等に防音シートを設置 搬出入車両の低速走行 | <ul style="list-style-type: none"> 騒音や振動の大きな破碎機等「特定施設」の位置を踏まえたモニタリングを行う。 |
| 土 壌 | <ul style="list-style-type: none"> 災害廃棄物から周辺土壌への有害物質等の漏出 | <ul style="list-style-type: none"> 敷地内に遮水シートを敷設 P C B等の有害廃棄物の分別保管 | <ul style="list-style-type: none"> 使用前に土壌汚染の状況を調査する。 |

| 項目 | 環境影響 | 対 策 例 | 留 意 点 |
|-----|---|--|--|
| 水 質 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害廃棄物に含まれる汚染物質の降雨等による公共水域への流出 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 敷地内に遮水シートを敷設 ・ 敷地内で発生する排水、雨水の処理 ・ 水たまりを埋めて腐敗防止 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 土壌汚染の恐れのある災害廃棄物が仮置きされていた箇所を調査する。 ・ 使用前に周辺の河川及び地下水の状況を調査する。また、定期的にモニタリングを行う。 |

(12) 仮設中間処理施設

災害が甚大で大量の災害廃棄物が発生する場合は、仮設中間処理施設を検討する必要があります。以下で示すように本町で発生する災害廃棄物を処理するだけでも 37t/日の規模が必要になります。

なお、災害が甚大な場合は、近隣市町村等も多大な影響を受け、大量の災害廃棄物が発生するものと考えられるため、広域で仮設中間処理施設を建設することを県に委託します。

年間処理量：災害廃棄物発生量/3年間処理（2.5年間で処理を行い、設置撤去等0.5年の期間とする。）

日処理量：年間処理量/300日（稼働）

表 4-20 仮設中間処理施設の規模

| 施 設 | 処理対象物 | 発 生 量 (t) | 年間処理量 (t/年) | 日処理量 (t/日) |
|------------------|----------|--------------|----------------|---------------|
| 焼却施設 | 可燃物 | 5,399 | 2,160 | 7 |
| 木屑破碎施設 | 柱角材 | 1,620 | 648 | 2 |
| コンクリートがら 破碎施設 | コンクリートがら | 15,643 | 6,257 | 21 |
| 不燃物選別施設 | 不燃・片付けごみ | 5,464 | 2,186 | 7 |
| 合 計 | | 28,126 | 11,251 | 37 |

(13) 被災家屋の解体・撤去

損壊家屋等は、私有財産であるため、その処分についても原則として所有者が実施することとなりますが、通行上支障がある場合や倒壊の危険性のある場合については、所有者の意思を確認した上で、適切な対応を行うものとします。

平常時には、本町は、各担当部署と連携して、罹災証明、解体申請、解体事業発注、解体状況の確認等についての手順や手続きを整理し、庁内の連携体制を構築します。

発災時は、環境省の災害廃棄物処理事業において、基本的に家屋の解体費用は補助対象外となっていることから、災害廃棄物の処理のうち、住宅の解体・撤去は、被災者に支給される生活再建支援金等による自己負担を原則とします。

なお、過去、阪神淡路大震災、東日本大震災及び平成28年熊本地震においては、極めて甚大な被害が生じ、生活環境保全上の支障が生じないように、速やかに解体・撤去作業を行う必要があることから、国による特別措置により、国庫補助による解体費用の負担が認められたこともあり、今後、本町において大規模災害が発生し、同様な措置が認められた場合には、本町の事業として実施します。

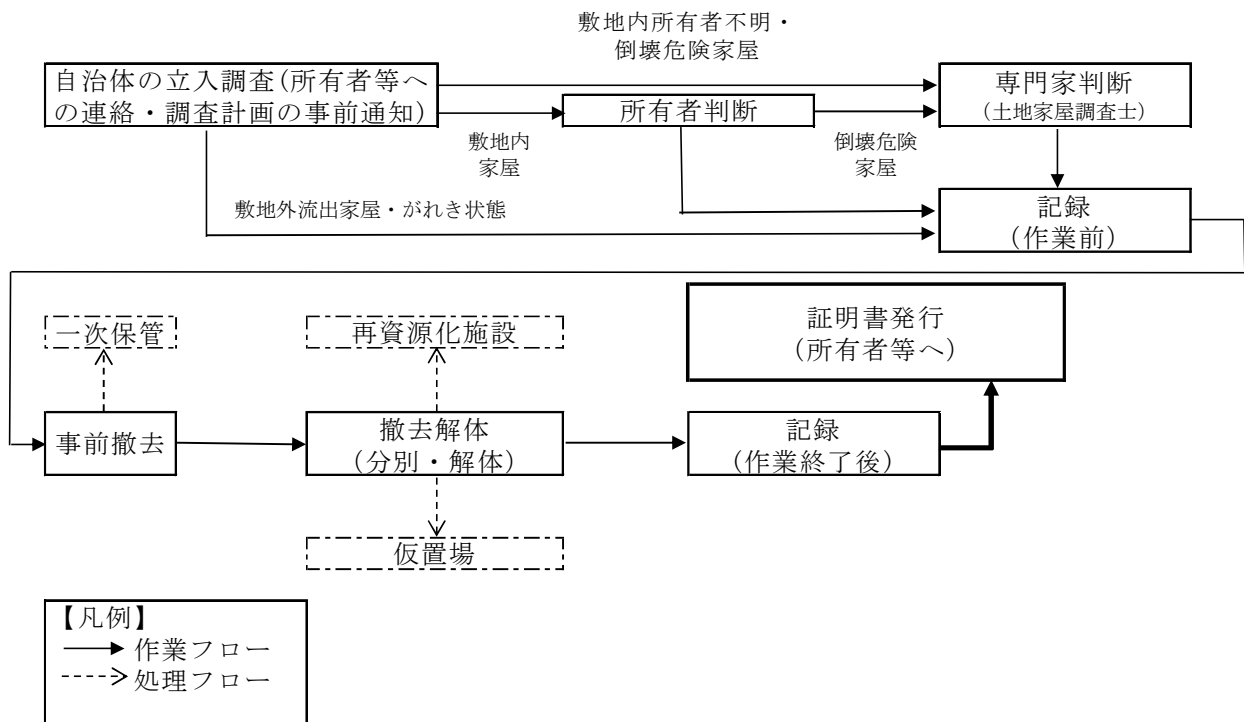


図 4-3 損壊家屋等の解体・撤去に係る関係者の作業フロー及び廃棄物処理フロー

1) 石綿対策

「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」(平成29年9月、環境省)に基づき、解体・撤去前に石綿等に係る事前調査を行い、石綿や石綿含有建材を発見した場合には、石綿除去に係る隔離養生や石綿含有建材の手ばらし除去等を徹底し、石綿の飛散防止を図ります。

なお、損壊家屋等に石綿が含有しているか否かを事前に確認することとします。建築時期により石綿使用の有無を推定することができますが、これはあくまでも目安であるため、倒壊家屋等の図面等で使用されている建材の商品名を確認し、メーカー等に問い合わせ、石綿含有の有無を確認する方法も併用する必要があります。以上でも判明しない場合には、必要に応じてサンプルを採取し分析を行います。

(14) 分別・処理・再資源化

発災後、今後の処理や再資源化を考慮し、平常時に定めた方針に従い、可能な限り分別を行うとともに、災害廃棄物を復旧・復興時における有用な資材ととらえ、以下に留意して分別・処理・再資源化を行います。

1) 仮設焼却炉

大規模な災害が発生し、大量の災害廃棄物や住宅廃材が発生した場合、二次仮置場等に仮設焼却炉等を設置し、処理・資源化する場合があります。この場合、本町のみでの処理が困難になる恐れがあることに加え、さらに広域的な処理を考慮する必要があり、二次仮置場や仮設焼却炉の設置・運営を県に委託することも検討します。

2) 再資源化

災害廃棄物は、処理方法によっては再生利用可能なものを大量に含んでおり、復旧・復興時の資材として有効に活用される必要があり、積極的に再生資材として有効利用していくものとします。表4-21に再生利用が可能な再生資材を示します。

表 4-21 再生利用する再生資材

| 災害廃棄物 | 再生資材 |
|----------------------|---------------------------|
| コンクリートがら | 路盤材、骨材、埋め戻し材等 |
| アスファルトがら | 骨材、路盤材等 |
| 解体大型資材（柱材、角材） | パーティクルボード、木炭、その他リユース材、燃料等 |
| 大型生木（倒木、流木） | 製紙原料、木炭、その他リユース材、燃料等 |
| 木くず | 燃料等 |
| タイヤ | チップ化（補助燃料）、セメント原料等 |
| 金属くず | 金属スクラップ |
| 廃家電 （家電リサイクル法対象外） | 金属、廃プラスチック |

3) 仮置場での分別

災害応急時においても、今後の処理や再生利用を考慮し可能な限り分別を行い、害虫、悪臭が発生した場合は、専門機関に相談の上で、殺虫剤や消石灰、消臭剤・脱臭剤等の散布を行います。また、復旧・復興事業等においては、再生資材の活用が望ましいことから、種類毎の性状や特徴、種々の課題に応じた適切な方法を選択し、品質・安全性に配慮した処理を行います。

(15) 最終処分

本町から発生する廃棄物のうち、不燃物は中間処理で処理し、山梨県市町村総合事務組合、一般廃棄物最終処分場で埋立処分しています。災害発生時も基本的には同様の処理を行います。災害廃棄物の発生量が甚大であり、かつ再資源化施設の被害により処理しきれない廃棄物を民間事業者の中間処理施設で処理し、民間の処分場で処分することを検討します。

(16) 広域的な処理処分

災害廃棄物の発生量が甚大で広域的な処理・処分の必要が生じる場合に備え、あらかじめ事務手続き等について検討・準備する必要があります。そのためにも、山梨県との連携により、大量の災害廃棄物を迅速に処理する体制の構築を検討する必要があります。

なお、他都道府県等への応援要請が必要な場合には、県が主体となり調整を行うこととなるので、県との緊密な連絡体制を準備する必要があります。

(17) 適正処理が困難な廃棄物

1) 平常時対策

発災時に発生する有害物質等は、地震等の災害により流出し、適切な回収及び処理が実施されない場合、生活環境や人体に長期的な影響を及ぼすとともに、復旧復興の障害になる恐れがある為、業者による引取のルール等を確認しておき、発災後、速やかに回収・処理ができる環境を整えていきます。

2) 発災後対策

適正処理が困難な廃棄物は、発災後、排出量の増加が予測されるため、初期段階からその適切な処理方法等を住民に広報します。

3) 有害廃棄物の取り扱い

有害廃棄物等を被災現場から撤去等できない場合は、その場で飛散防止や流出防止を図るとともに、有害廃棄物等についての情報を関係者で共有します。収集ルートが機能している場合は、販売店等に回収を依頼し、速やかに処理を行い、機能していない場合は、仮置場で一時保管します。一時保管を行う際は、環境への影響がないように舗装された場所に区分して保管し、風雨にさらされないように配慮します。

有害物質等を含む廃棄物が発見されたときは、原則的に所有者等に対して速やかな回収を指示し、別途保管または早期の処分を行います。

混合状態になっている災害廃棄物は、有害物質が含まれている可能性を考慮し、作業員は適切な服装やマスクの着用、散水等による防塵対策の実施等、安全衛生対策を徹底します。放射性物質を含んだ廃棄物の取り扱いについては、国の指導に従い処理を行います。

対象とする有害・危険製品の収集・処理方法を表 4-22 に、PRTR（科学物質排出移動量届出制度）の対象化学物質については表 4-23 に示します。

表 4-22 処理困難物の処理・処分方法

| 区分 | 品目 | 処理・処分の方法 |
|------------|---|---|
| 有害性物質を含むもの | 薬品類（農薬や毒劇物等） | <ul style="list-style-type: none"> ・ JA や農薬等の販売店やメーカーへ回収や処理を依頼する。 |
| | アスベスト（飛散性） アスベスト含有物（非飛散性） | <ul style="list-style-type: none"> ・ 回収した廃アスベスト及びアスベスト含有廃棄物は、プラスチックバックやフレキシブルコンテナバックで、二重梱包や固形化により飛散防止を措置を行ったうえで、管理型最終処分場において埋立処分、あるいは溶融による無害化処理を行う。 |
| | CCA 処理木材 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 適切な処理施設で焼却又は管理型最終処分場で埋立処分を行う。 |
| | カドミウム、 ヒ素含石膏ボード | <ul style="list-style-type: none"> ・ 製造元へ返却・引取を依頼する。 ・ 管理型処分場においては適正に処理を委託する。 ・ ヒ素含有石膏ボードについては、非飛散性アスベスト含有廃棄物として管理型最終処分場において埋立処分、あるいは溶融による無害化処理を行う。 |
| | PCB 含有機器（トランス、コンデンサ等） | <ul style="list-style-type: none"> ・ ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画の内容等を踏まえて、処理を行う。 ・ 所有者が判明しているものについては、町の処理対象物とはせず、PCB 保管事業者へ引き渡す。 ・ 所有者不明のものについては、濃度分析を行い、判明した濃度に応じて適正に処理を行う。 ・ 高濃度のものは、中間貯蔵・環境安全事業(株) (JESCO) で、低濃度のものは環境省の認定施設へ処理を委託する。 |
| | 電池類（密閉型ニッケル・カドミウム蓄電池、ニッケル水素電池、リチウムイオン電池、ボタン電池、カーバッテリー等） | <ul style="list-style-type: none"> ・ リサイクル協力店又はボタン電池回収協力店による回収を依頼する。 |
| | 蛍光灯 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 回収を行っている事業者へ回収を依頼する。 |
| 危険性があるもの | 鉱物油（ガソリン、灯油、軽油、重油等） | <ul style="list-style-type: none"> ・ 販売店、ガソリンスタンド等への回収や処理を委託する。 ・ 産業廃棄物処理業者（許可業者）等の専門業者へ処理を委託する。（処理先が必要とする有害物質や引火点等の分析を実施すること） |
| | 有機溶媒（シンナー、塗料、トリクロロエチレン等） | <ul style="list-style-type: none"> ・ 販売店やメーカー等へ処理を委託する。 ・ 産業廃棄物処理業者（許可業者）等の専門業者へ処理を委託する。 |

| 区分 | 品目 | 処理・処分の方法 |
|----------|---------------------------------|---|
| 危険性があるもの | ガスボンベ (LP ガス、高圧ガス等) | ・ 高圧ガスボンベについては高圧ガス保安協会へ、LP ガスについては一般社団法人全国 LP ガス協会へ回収等を依頼する。 |
| | フロンガス封入機器 機器 (業務用冷凍機器、空調機器等) | ・ フロンガス回収業者 (第 1 種フロン類回収業者等) へ回収等を依頼する。 ・ 腐食等が進んでいるものについては、残ガス処理、くず化等の処理を行う。 |
| | アンモニアガス封入機器 (業務用冷凍機器) | ・ 製造業者等の専門業者による回収・処理を依頼する。 ・ 腐食等が進んでいるものについては、残ガス処理、くず化等の処理を行う。 |
| | 消化器 | ・ 一般社団法人日本消火器工業会に連絡して回収や処理等を依頼する。 |
| 感染性廃棄物 | 感染性廃棄物 (注射器等) | ・ 産業廃棄物処理業者 (許可業者) 等の専門業者へ処理を依頼する。 |

表 4-23 PRTR の対象化学物質

| 項目 | 種類 |
|----------|-------------------------|
| 揮発性炭化水素 | ベンゼン、トルエン、キシレン等 |
| 有機塩素系化合物 | ダイオキシン類、トリクロロエチレン等 |
| 農薬 | 臭化メチル、フェニトロチオン、クロルピリホス等 |
| 金属化合物 | 鉛及びその化合物、有機スズ化合物等 |
| オゾン層破壊物質 | CFC、HCFC 等 |
| その他 | 石綿等 |

4) 廃家電品

平常時において、家電リサイクル法対象品目については、家庭ごみとして収集運搬や処理を行っていません。しかし、発災時には、震災被害、浸水被害により使用不能になったテレビ、冷蔵庫等が大量に発生することが想定され、被災地の災害廃棄物の迅速な処理が最優先であることを考慮すると、災害廃棄物として他の廃棄物と一括で処理することもやむを得ないものとしします。壊れているものや震災、浸水被害によりごみ、水等が付着した家電品に関しては、リサイクル対象外となります。

5) 自動車

被災自動車は、自動車リサイクル法に基づき、所有者が引取業者へ引き渡すことが原則であり、被災自動車の状況を確認し、所有者に引き取りの意思がある場合には所有者に、それ以外の場合は引取業者に引き渡します。

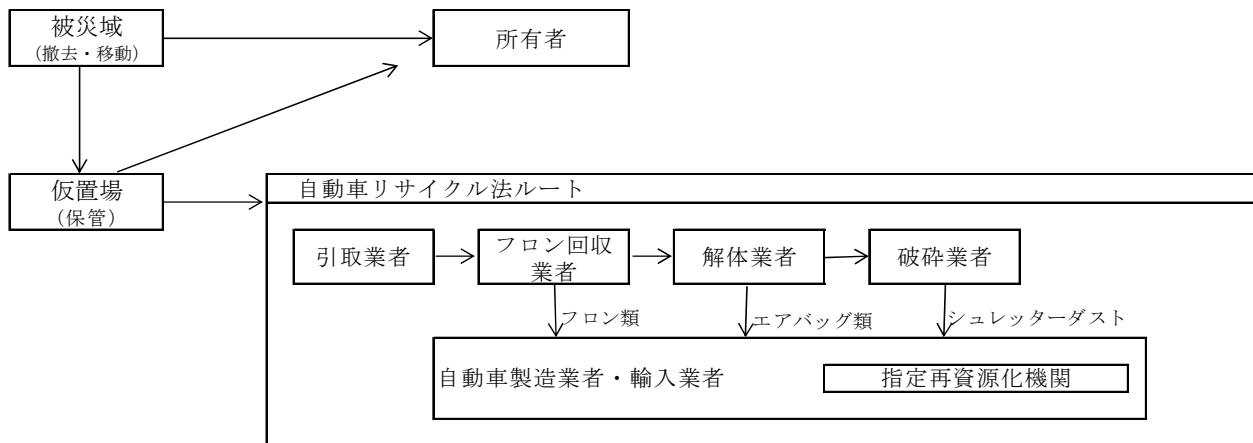


図 4-4 被災自動車の処理フロー

6) 自動二輪

被災自動二輪や被災原動機付自転車は、公益財団法人自動車リサイクル促進センターの二輪車リサイクルシステムを利用して、被災地域で発見された二輪車を保管し、所有者が引き取りの意思がある場合には所有者へ引き渡し、それ以外の場合は、引取業者（廃棄二輪車取扱店又は指定引取窓口）へ引取要請を行います。

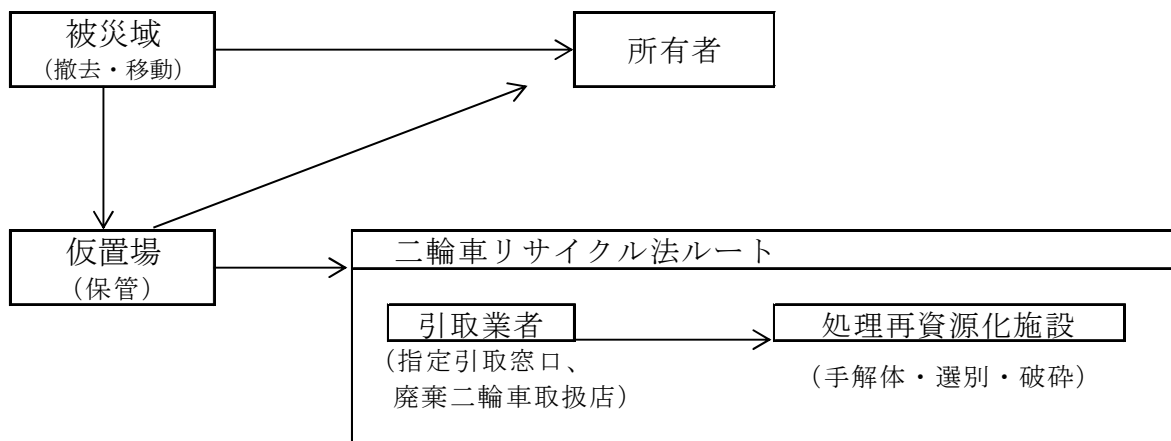


図 4-5 被災自動二輪の処理フロー

7) 腐敗性の強い廃棄物

畳、布団、食品等の腐敗性の強い廃棄物は、公衆衛生の保全のため、焼却処分を優先して行います。腐敗は時間とともに進行するため、腐敗状況の緊急度に応じて、石灰（消石灰）の散布を実施したうえで、原則として焼却処分を実施します。

8) 太陽光発電設備の処理

太陽光発電設備の処分ルートとしては、太陽光発電設備メーカールート、建物解体業者等ルート、太陽光発電設備撤去事業者ルート、リユース業者ルートが考えられます。ただし、災害廃棄物の迅速な処理を最優先する必要性から、被災地の被害状況や災害廃棄物の発生状況を踏まえたうえで、太陽光パネルを災害廃棄物として処理することを検討します。

なお、住宅等に設置されていた太陽光電池パネルが破壊された家屋に残っている場合や屋根から外れて堆積している場合でも、太陽電池パネルに太陽の光が当たっているときは、発電している可能性があり、素手などで触れると感電する可能性があるため、処理に当たっての注意点として、次のようなことを広報します。

表 4-24 太陽光発電設備の処理に関する留意点

| | |
|-----|--|
| 留意点 | ・素手でさわらない。 |
| | ・救助及び復旧作業等で壊れた太陽電池パネルに触れる場合は、ゴム手袋、ゴム長靴を着用し、絶縁処理された工具を使用すること。 |
| | ・複数の太陽電池モジュールがケーブルで繋がっている場合は、ケーブルのコネクターをビニールテープで巻くこと。 |
| | ・積込や運搬時等の感電防止のため、荷台における太陽電池モジュールの表面を下にするか、又は表面を段ボール、ブルーシート、遮光用シート等で覆い、発電しないようにすること。 |
| | ・ガラスが破損した太陽電池モジュールは雨水などの水漏れによって含有物質が流出する恐れや感電の危険性が高まる恐れがあるため、ブルーシートで覆う等の水漏れ防止策をとることが望ましい。 |
| | ・感電、怪我を防止するため、みだりに人が触るのを防ぐための囲いを設け、貼り紙等で注意を促すことが望ましい。 |
| | ・太陽光モジュールは大部分がガラスで構成されており、撤去作業等における破損による怪我を防止するため、保護帽、厚手の手袋（革製等）、保護メガネ、作業着等を着用する等によりリスクを低減させる。 |

(18) 思い出の品・遺失物の対応

思い出の品や貴重品として回収の対象となるものを表 4-25 に示します。思い出の品は、遺失物法に基づく取扱いを行います。

表 4-25 思い出の品等の回収対象

| | |
|-------|--|
| 思い出の品 | 位牌、アルバム、卒業証書、賞状、成績表、写真、財布、通帳、手帳、ハンコ、貴金属類、PC、HDD、携帯電話、ビデオ、デジカメ等 |
| 貴重品 | 株券、金券、商品券、古銭、貴金属等 |

表 4-26 貴重品・思い出の品の取り扱い

| 基本的事項 |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・所有者等が不明な貴重品（株券、金券、商品券、古銭、貴金属等）は、速やかに警察に届ける・所有者等の個人にとって価値があると認められもの（思い出の品）については、廃棄に回さず自治体等で保管し、可能な限り所有者に引き渡す。回収対象として、位牌、アルバム、卒業証書、賞状、成績表、写真、財布、通帳、ハンコ、貴金属類、PC、HDD、携帯電話、ビデオ、デジカメ等が想定される。・個人情報も含まれるため、保管・管理には配慮が必要となる。 |
| 回収・保管・管理・閲覧 |
| <ul style="list-style-type: none">・撤去・解体作業員による回収のほか、現場や人員の状況により思い出の品を回収するチームを作り回収する。・貴重品については、警察へ引き渡す。・思い出の品については、土や泥がついている場合は、洗浄、乾燥し、自治体等保管・管理する。閲覧や引き渡しの機会を作り、持ち主に戻すことが望ましい。・思い出の品は、膨大な量となることが想定され、また、限られた期間の中で所有者へ返却を行うため、発見場所や品目等の情報が分かる管理リストを作成し管理する。 |

第5章 災害廃棄物処理実行計画

本町は、町域面積が15km²であり、中央自動車道、主要道路が並行して走り、交通の要衝であり、世界的な観光名所である富士山周辺に位置する町である為、災害の様相も地理的条件、季節的条件等によって全く違ってきます。

災害の初動対応終了後、実際に発生した災害による被災状況、災害廃棄物量に応じて、災害廃棄物の処理方法・処理体制等を定める必要があるため、「災害廃棄物処理実行計画(この項において「実行計画」という。)」を策定していきます。

第1節 計画の策定

災害時には被災状況を踏まえた災害廃棄物の発生量の推計結果と処理可能量を把握し、災害廃棄物処理計画に基づき、速やかに実行計画を策定していきます。実行計画とは、環境省災害廃棄物の処理方針(マスタープラン)を基本として策定していきます。発災直後は災害廃棄物発生量等を十分に把握できないこともあります。災害廃棄物処理の全体像を示すためにも実行計画を作成する必要があり、処理の進捗に応じて段階的に見直しを行います。

- | | |
|----------------------|-----------------|
| 1. 災害廃棄物処理実行計画の策定の趣旨 | 3. 災害廃棄物処理の基本方針 |
| (1) 計画の目的 | (1) 基本的な考え方 |
| (2) 計画の位置づけと内容 | (2) 処理機関 |
| (3) 計画の期間 | (3) 処理の推進体制 |
| (4) 計画の見直し | 4. 災害廃棄物の処理方法 |
| 2. 被害状況と災害廃棄物の量 | (1) 被災家屋等の解体 |
| (1) 被害状況 | (2) 災害廃棄物の処理フロー |
| (2) 災害廃棄物の量 | (3) 災害廃棄物の集積 |
| | (4) 災害廃棄物の選別 |
| | (5) 災害廃棄物の処理・処分 |
| | (6) 広域処理 |
| | (7) 進捗管理 |

第2節 計画の見直し

計画の見直しは、以下の内容に沿って行います。

- ・復旧の進捗に伴い発災直後では把握できなかった被災状況や災害廃棄物処理の課題に対応し処理の進捗に併せて、実行計画の見直しを行います。
- ・災害廃棄物の処理方法や処理費用について検証を行い、必要に応じて見直しを行います。
- ・処理の進捗に応じ、施設の復旧状況や稼働状況、処理見込量、動員可能な人員、資機材（重機や収集運搬車両、薬剤等）の確保状況を踏まえ、処理スケジュールの見直しを行います。
- ・処理の進捗や災害廃棄物の性状の変化等に応じ、処理フローの見直しを行います。
- ・道路の復旧状況や周辺的生活環境の状況、仮置場位置を踏まえ、処理スケジュールの見直しを行います。
- ・設定した処理期間内に既存施設で処理が完了できない場合、中間処理を行う仮置場の設置や広域処理を検討します。
- ・仮置場の返却に当たっては、土壌分析等を行うなど土地の安全性を確認し、仮置場の原状回復を行います。

第6章 災害時における県への事務委託

被害が甚大であり、本町のみで対応することが困難である場合は、県に災害廃棄物処理に関する事務委託を行います。事務委託の内容を分別、保管、収集、運搬、再生、処理、処分等の一連の災害廃棄物処理事業とします。

(1) 事前確認

事前確認についての留意点は、以下の通りです。

- ・ 県及び本町であらかじめ協議し、県への事務委託の判断について検討します。
- ・ 事務委託行う場合の手続きを明確にしておきます。

(2) 要請

要請についての留意点は、以下の通りです。

- ・ 被災状況、災害廃棄物発生量を確認し、本町の対応を確認します。
- ・ 本町のみで対応することが困難と判断した場合は、事前の協議に基づき、県への事務委託を要請します。
- ・ 県及び本町の役割について明確化します。
- ・ 協定締結に当たり、双方の議会議決が必要となります。

本町は、山梨県、協定締結自治体、県内市町村、協定締結民間事業者等との協定締結先と連絡先や資機材・人員・施設処理能力等に係る情報を共有し、適宜情報を更新して、災害時の迅速な対応に活かします。